

**第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）  
(素案)**

**令和7年12月**

**坂出市**

## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の背景 .....	2
3 計画の位置づけ .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	5
6 アンケート調査について .....	6
第2章 計画のめざす姿 .....	8
1 計画の基本理念 .....	8
2 計画の基本目標 .....	8
3 計画の体系 .....	10
第3章 計画の内容 .....	12
基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり .....	12
重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革 .....	12
重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進 .....	15
基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり .....	18
重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和 .....	18
重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進 .....	24
重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進 .....	28
重点目標4 國際交流・協調の促進 .....	32
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり .....	34
重点目標1 あらゆる暴力の根絶 .....	34
重点目標2 生涯にわたる健康支援 .....	40
重点目標3 困難を抱える人びとの支援 .....	44
重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進 .....	50
第4章 計画の推進に向けて .....	52
1 推進体制の強化 .....	52
2 市民との協働による推進 .....	52
3 男女共同参画に関する情報の提供 .....	53
4 施策の点検・評価 .....	53
5 国・県・関係機関との連携 .....	54
資料編 .....	55
アンケート調査結果の概要 .....	55

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### I 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、「第6次男女共同参画基本計画」（令和7年末策定予定）に基づく取組が進められているところです。

こうした取組も一助となり、男女共同参画に対する理解や意識は着実に浸透してきていますが、一方で依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などのさまざまな場面では、未だアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が根強く残っており、若者や女性が生きづらさを感じる要因の一つとなっています。加えて、日本全体で人口減少や少子高齢化が急速に進行し、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題は多様化、複雑化しています。職業観や家族観が大きく変化し、理想とするライフコースが多様化する中で、未来を担う若い世代が理想とする生き方や働き方を実現することができる社会を創ることこそが、これからの男女共同参画社会の形成において重要なことであり、ひいてはすべての人の暮らしやすさや活躍にもつながります。

本市においては、平成23年に「坂出市男女共同参画計画」、令和3年に「第2次坂出市男女共同参画計画（前期計画）」を策定しました。第2次計画では前期計画5年、後期計画5年にわたり「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」をめざして、市民、事業所および団体などの協力を得て、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場における男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を行ってきました。この度、令和7年度に前期計画が最終年度を迎えることから、これまでの社会経済情勢や国・県の動向を踏まえ、「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

## 2 計画の背景

### (1) 国際的な動き

世界では、国連が提唱した昭和50年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、さまざまな取組が展開されています。昭和54年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60年に批准しています。

また、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げされました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

#### 持続可能な開発目標（SDGs）

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 国の動き

---

国においては、平成 11 年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組を進めてきました。

女性の心身を保護し、人権を守るための法制度を整える必要性から平成 12 年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」が公布・施行されました。時を同じくして児童についても、「児童虐待の防止等に関する法律」が平成 12 年に公布・施行されています。

仕事と家庭の両立を支援するという観点からも平成 17 年には、育児や介護を担う労働者をより一層支援するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されました。さらに平成 27 年には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目標とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定・施行されました。

仕事と家庭分野以外での取組も進んでいます。政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていること等を背景に、平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

また、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指し、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）」が令和 5 年に公布・施行されました。

さらに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら自立して生活するための多様な支援を提供するための体制の整備を基本理念とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和 6 年に施行されました。

令和 7 年策定予定の「第 6 次男女共同参画基本計画」では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（w e l l – b e i n g）の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるという考え方の下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととされています。

### (3) 県の動き

県においては、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」施行、平成 12 年の「男女共同参画基本計画」の策定を受け、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定し、翌平成 14 年には「香川県男女共同参画推進条例」の施行など推進体制の整備を図りました。また、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」、平成 23 年に「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」、平成 27 年に「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を推進しています。

令和 3 年には、人口減少社会の到来、新しい働き方とより一層の女性の活躍推進、人生 100 年時代の到来、災害に強い社会の実現など、社会情勢への対応を踏まえるとともに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざした「第 4 次かがわ男女共同参画プラン（令和 3 年度から令和 8 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめています。

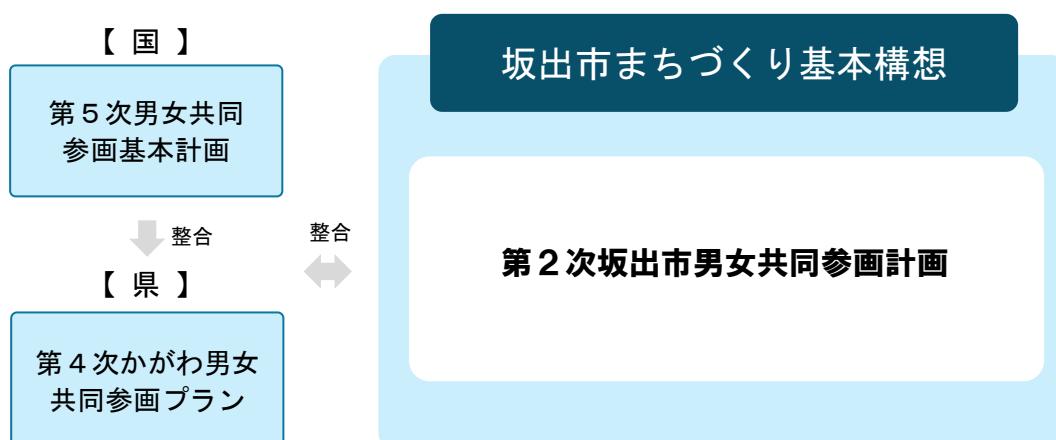
## 3 計画の位置づけ

○本計画は、本市の最上位計画である「坂出市まちづくり基本構想」における男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、他の個別計画との整合性を図るとともに、国の「男女共同参画基本計画」、県の「かがわ男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえて策定したものです。「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にも位置づけています。

○本計画は、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく本市における基本計画としても位置づけています。

○本計画は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく本市における推進計画と位置づけています。

○本計画は、「困難女性支援法」第 8 条第 3 項に基づく本市における基本計画としても位置づけています。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間のうち、後期5年間（令和8年度から令和12年度）を実施期間とします。



## 5 計画の策定体制

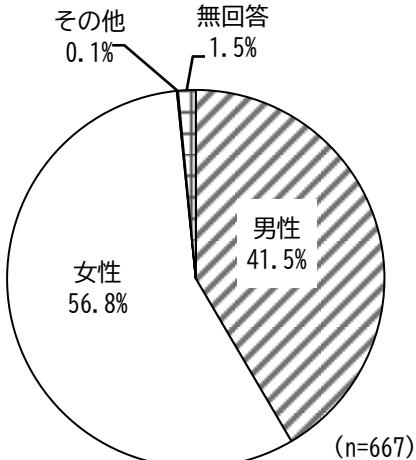
本計画は、「坂出市男女共同参画委員会」の意見を尊重するとともに、令和7年7月に本市在住の18歳以上2,000人を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）策定に関する市民アンケート調査」および市内の5人以上の従業員を有する事業所を対象に実施した「第2次坂出市男女共同参画計画（後期計画）策定に関する事業所アンケート調査」の結果、パブリックコメントをとおして寄せられた市民の意見や要望を踏まえて策定しています。

## 6 アンケート調査について

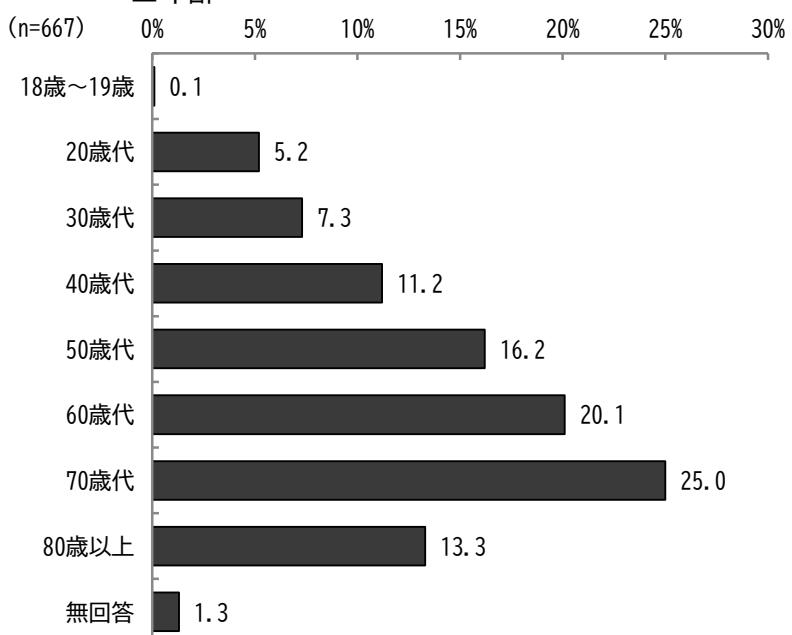
### (1) 市民アンケート調査

調査対象	市内在住の18歳以上のかたから無作為抽出
調査実施期間	令和7年7月10日～7月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb回答
調査数	2,000人
回収数(率)	667人(33.3%)

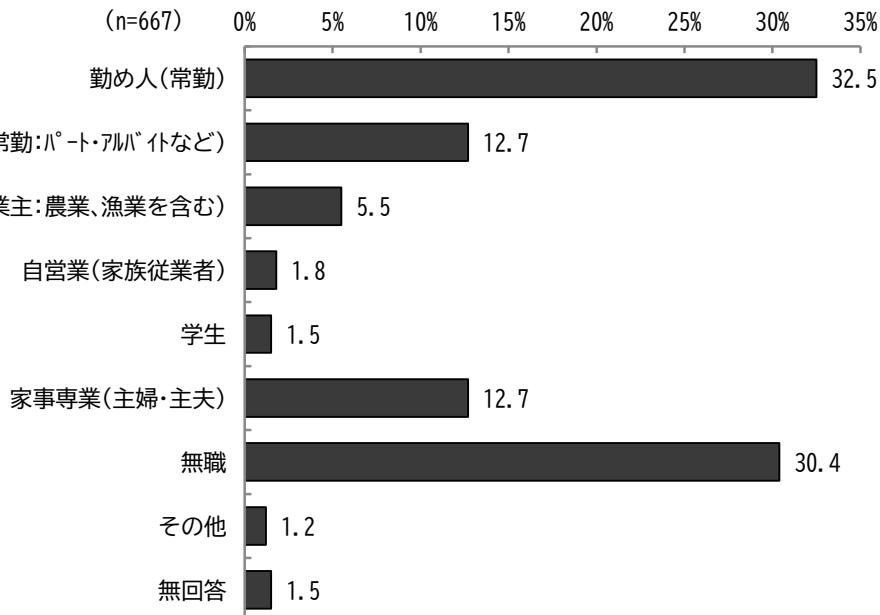
■性別



■年齢



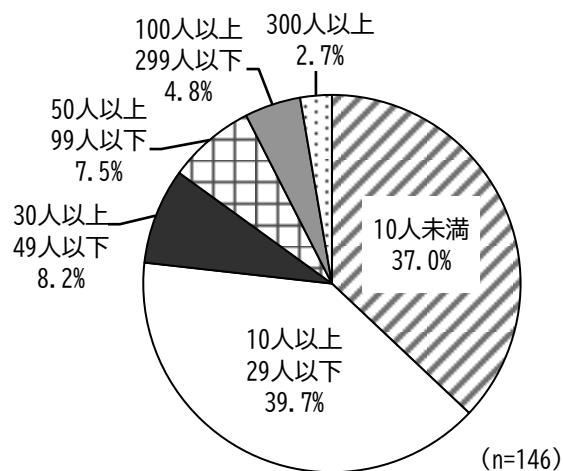
■現在の職業



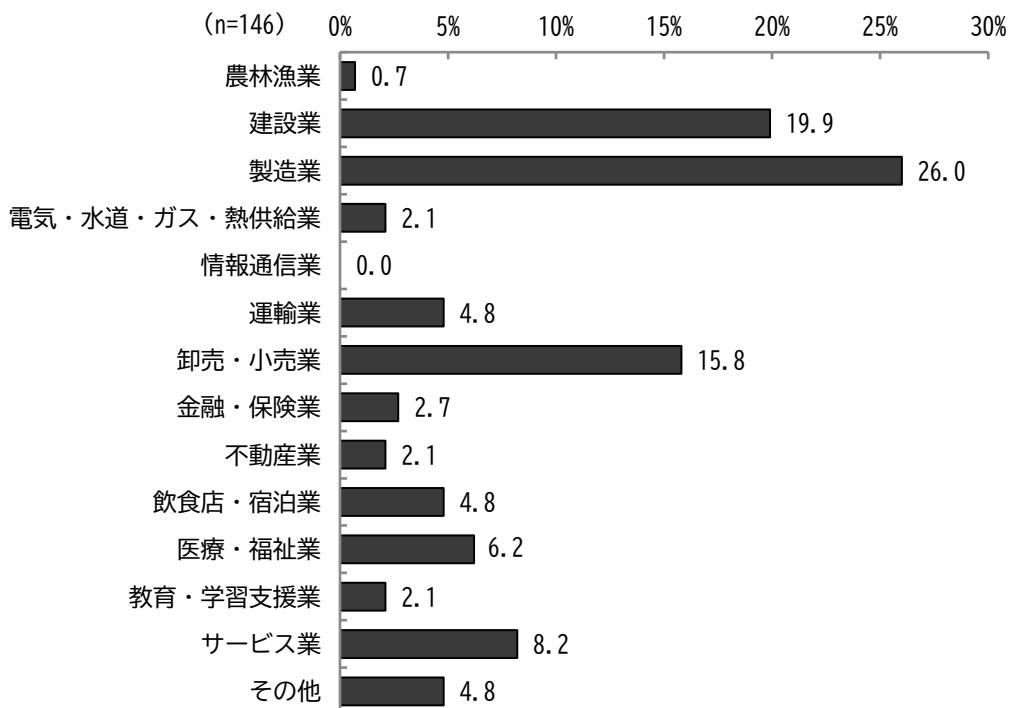
## (2) 事業所アンケート調査

調査対象	市内の従業員5名以上の事業所
調査実施期間	令和7年7月1日～7月31日
調査方法	郵送による配布・回収及びWeb回答
調査数	474事業所
回収数(率)	146事業所(30.8%)

### ■該当する従業員数の区分



### ■該当する主な業種の区分



## 第2章

# 計画のめざす姿

### I 計画の基本理念

本計画においては、「坂出市まちづくり基本構想」を踏まえ、男女が性別にかかわりなく、互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。そこで、本計画の基本理念を「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」とし、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

**だれもがともに輝き・認め合い・創るまち**

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標 I だれもが多様性を認め合う人づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重されるとともに、一人ひとりの多様な個性が認められ、性別によって差別されることなく、どんな場面においても対等な立場であることが重要です。

だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていくよう、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の正しい理解に向けた啓発、性の多様性に関する理解促進等に継続的に取り組むことで、市民が性別にかかわりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

## 基本目標II だれもが活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の参画について、これまで以上に環境整備を進めるとともに、行政が率先して女性の参画拡大に取り組み、性別に偏りなく多様な意見が反映される機会の確保に努めます。

また、引き続き法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、性別にかかわらず働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

さらに、社会全体としてグローバル化が進むなか、男女共同参画の視点に立った国際的な取組に関して、国際社会の一員として理解と協調を深め、多様な背景をもつ人びとと豊かに共生するため、諸外国の文化や歴史、女性の置かれている状況についての学習・交流の機会や情報の提供を推進します。

## 基本目標III だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、ハラスメントは人としての尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える暴力であり、どのような場面であっても許されるものではありません。このような、あらゆる暴力の根絶をめざし、社会全体として暴力を許さない意識の醸成、相談体制の整備などを進め、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、生涯をとおして健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えるため、性別にかかわらず生涯にわたり健康を支援するとともに、さまざまな困難に直面する人びとに対し、生活の自立と安定をめざし、相談事業や福祉サービスの提供、また安心して暮らせる環境整備などの多様な支援を行います。とりわけ、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しつつ、きめ細かな支援を行います。

さらに、防災分野における政策・方針決定過程および現場での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 重点目標 ]

だれもがともに輝き・認め合い・創るまち

**基本目標I**  
だれもが多様性を認め合う人づくり

1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

**基本目標II**  
だれもが活躍できる社会づくり

1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

2 就労・雇用における男女共同参画の促進

3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

4 国際交流・協調の促進

**基本目標III**  
だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

1 あらゆる暴力の根絶

2 生涯にわたる健康支援

3 困難を抱える人びとの支援

4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

## [ 重点取組 ]

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

- (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
- (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護・看護・介護者支援の充実
- (3) 家庭生活への男性の参画
- (4) 仕事と生活の調和
- (5) 地域生活への参画の促進

- (1) 働く場における男女共同参画の促進
- (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進
- (3) 就労支援
- (4) 職業能力の向上と起業の支援

- (1) 行政機関等における女性の参画促進
- (2) 企業・団体等における女性の参画促進
- (3) 人材の育成と人材の情報提供

- (1) 国際交流と国際理解の促進

- (1) 暴力を許さない意識と環境づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援
- (3) さまざまなハラスメントの防止
- (4) 児童虐待の防止
- (5) 高齢者虐待の防止
- (6) 障がい者虐待の防止
- (7) メディアにおける人権の尊重

- (1) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立
- (3) 健康を脅かす問題についての対策と推進

- (1) 高齢者の支援
- (2) 障がい者の支援
- (3) 経済的に不安定な家庭等の支援
- (4) 外国人の支援
- (5) さまざまな悩みを抱える人への支援

- (1) 防災分野における男女共同参画の推進

## 第3章

## 計画の内容

持続可能な開発目標（SDGs）



### 基本目標Ⅰ だれもが多様性を認め合う人づくり

#### 重点目標1 多様性の理解と男女共同参画の視点に立った意識改革

##### 現状・課題

人はそれぞれ違った個性を持った存在として、自分らしく自由に生きたいという共通の願いを持っており、その願いは基本的人権として誰にでも平等に保障されています。SDGsの目標に「ジェンダー平等の実現」があり、性別を理由とする差別や不平等をなくすことが世界的な課題とされています。

市民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対しては73.5%が否定的ですが（P55・図1参照）、男女の地位の平等性については、「慣習・しきたり」に対して76.6%が『男性優遇』と感じており、男女間での不平等感は根強く残っている現状がうかがえます（P55・図2参照）。固定的な性別役割分担意識が払拭されつつあるとしても、暗黙のルールに根付く男性優遇の慣習・しきたりが改善されるような、生活に根付いた場での意識啓発が求められます。

また、性的マイノリティの当事者は、周囲の無理解や偏見から、身近な人に相談できない、正しい情報を得られないなど、さまざまな不安や困難を抱えています。市民アンケート調査によると、1割弱の市民は本人または周囲の人が性自認や性的指向に悩んだ経験があり、今後は性自認や性的指向の多様性に寛容な社会への意識醸成も求められます（P55・図3参照）。

本市では、市広報誌・ホームページ等による広報の推進や男女共同参画に関する講演会・講座等の開催により、男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を築くために、実態把握や啓発活動などをとおして、社会全体での固定的な役割分担の意識改革を図ることが必要です。また、生活の場である家庭において、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を行い、男女共同参画社会に向けた意識・啓発を促進することが必要です。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・出産や育児、また女性では困難な仕事もあると思うので、全く平等というわけにはいかないと思いますが、女性は家庭に入るべきという考えには違和感があります。少しづつ平等になっていけばよいと思います。
- ・男女共同はいいことだと思う。昔は男が優位だったから、今は女性も働いたりできるように改革しているのは理解できる。男性も仕事をしながら家事を行うべきだと思う。ただ、女性を優先しようとしてすぎて男性の方が逆に立場が弱くなっているようにも感じるため、共同という言葉を大事に活動したいし、活動してほしい。
- ・色々な施策や取組を実施していると思いますが、それらが十分に坂出市民に周知徹底されていないと思います。

**重点取組**

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人びとが個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、さまざまな媒体や機会を通じた広報・啓発活動を推進します。

また、男女の固定的な性別役割分担意識を問い合わせし、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別にかかわりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

**(Ⅰ) 広報・啓発活動の推進**

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li><li>・「第2次坂出市男女共同参画計画」、「女性週間（4月10日～16日）」、「男女共同参画週間（6月23日～29日）」の普及啓発を図ります。【継続】</li></ul>	人権課
	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li><li>・市役所庁内において、男女共同参画に関する職員研修を開催します。【継続】</li></ul>	人権課 職員課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・人権学習支援事業を通じ、男女共同参画に関する学習支援の充実を図ります。【継続】</li></ul>	人権課

## (2) 情報の収集・提供および相談・支援体制の充実

項目	具体的施策	担当課
情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の動向、「女子差別撤廃条約」、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を推進します。【継続】</li> <li>図書館にて啓発学習教材の充実（図書、ビデオ、DVD、資料の収集等）を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 図書館
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。【新規】</li> </ul>	人権課
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関するアンケート調査（市民意識調査、事業所実態調査等）を定期的に実施することで、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。【継続】</li> <li>男女共同参画関連施策の進捗状況について、坂出市男女共同参画委員会に報告するなかで点検・評価を行います。【継続】</li> </ul>	人権課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> </ul>	人権課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
男女共同参画に関する講演会の開催回数・参加人数	2回 199人	2回 205人	2回 200人	2回 250人
男女共同参画に関する職員研修の開催回数	1回	1回	1回	1回
坂出市男女共同参画委員会の開催回数	2回	2回	2回	2回

## 重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### 現状・課題

すべての人々が性別に関わらず個性と能力を発揮して、自分らしく生きていくことができる社会を実現するためには、柔軟な感性を持つ子どもの頃から学校や家庭、地域において、発達段階に応じたジェンダー平等や男女共同参画の視点に立った教育により、意識の啓発を行うことが重要です。

市民アンケート調査では、学校で男女平等教育を進めるために、取り組んで欲しいことは「児童・生徒が、性的被害やセクハラについていつでも相談できるカウンセラーを置く」の割合が最も高く、以下「男女平等意識を育てる授業を組み入れる」「性のあり方に対する思い込みや押しつけを減らし、ジェンダーに対する正しい理解を促す」と続いている(P56・図4参照)。また、学校におけるジェンダー教育(LGBTQ+に関する教育等)や支援について重要なこととして「教職員がジェンダーに関する正しい知識と認識をもつ」「小学校から発達段階に応じて多様性を認め合う価値を教える」と回答する割合が高くなっています(P56・図5参照)。

市民アンケート調査によると、男女の地位の平等性について「学校教育の場」では、「家庭生活」や「職場」など他の分野と比べて、男女平等が最も進んでいる様子が伺えますが(P56・図6、P57図7、9参照)、今後も男女の固定的役割分担意識をなくし、子どもたちがありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、多様性の理解に向けた教育を進めていくことが必要です。併せて、児童・生徒が教育を受ける際には性的被害やセクハラについて相談できる場の整備や家庭等周りの理解と協力が必要です。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・男女共同参画という言葉を初めてアンケートに答えることによって知りました。知らない人がたぶん多いと思います。
- ・小学生ぐらいの頃からしっかり男女平等の教育を施すべきである。

### 重点取組

市広報誌やホームページなどさまざまな情報提供媒体を活用するほか、男女共同参画に関する講座やイベント等を行い、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。

また、子どもたちが性別にとらわれずそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見とおして自己形成ができるよう学校における教育を推進します。また、地域における男女平等を推進するため、自治会等各種団体の研修の充実に努めます。

## (1) 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、家庭における男女平等に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>・妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図るとともに、乳幼児家庭訪問、乳幼児健診等の活動を通じ、家庭における男女平等、男女共同参画についての男性の理解を深める取組を推進します。【継続】</li> <li>・家庭における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> <li>・ブックスタートおよびセカンドブックサービス事業を通じて、父親の育児参加を促進します。【拡充】</li> </ul>	人権課 けんこう課 図書館

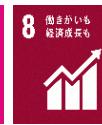
## (2) 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・保護者および教職員等を対象とした男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> </ul>	学校教育課 こども課 人権課
教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒向けの男女平等に関する授業・行事等を通じた男女平等教育・学習の充実を推進します。【継続】</li> <li>・性別にとらわれず多様な職業選択につながるよう、キャリア教育や男女平等感に立った進路指導の充実を図ります。【継続】</li> <li>・性別や障がい等にかかわらず、一人ひとりを大切にした教育・保育を実践します。</li> <li>・スクールカウンセリングを推進します。【継続】</li> <li>・性教育に関する研究・指導を充実します。【継続】</li> </ul>	学校教育課 こども課 人権課
教育環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー型の標準服を市内3中学校で導入し、健康面・機能面・多様性に配慮した対応を推進します。【新規】</li> </ul>	学校教育課

### (3) 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・地域における男女平等に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、地域における男女平等に関する教育・学習の充実を推進します。【継続】	人権課

## 持続可能な開発目標（SDGs）



## 基本目標Ⅱ だれもが活躍できる社会づくり

### 重点目標1 男女の家庭・地域生活と職業の調和

#### 現状・課題

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」が令和6年6月に決定され、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」のための柱の一つに、「仕事と育児・介護の両立の支援」が掲げられています。そこでは、女性の職業生活の参画を推進するためには、女性への育児負担の偏りの解消と性別に関わらず育児・介護とキャリア形成との両立が求められ、国は柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得を促進するとされています。

市民アンケート調査では、日常的な家庭の仕事として「掃除」「洗濯」「食事のしたく」「食事の後片付け」「ごみ出し」「家計の管理」「子どもの世話、しつけや教育」「親の世話や介護」を主に夫がしている割合が前回調査より増加し、反対に主に妻がしている割合が減少していることから、男性が日常的な家庭の仕事を担う割合は着実に増えているものの、家庭の仕事は妻が担う割合の方が全般的には高くなっています（P58～59・図11～18参照）。また、「家庭生活」に対して男性は平等であるという認識が半数を占めていますが、女性では『男性優遇』の認識が強く、男性と女性のギャップが依然として高くなっています（P57・図8参照）。

家庭生活においては、性別にかかわらず家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

市民アンケート調査では、ワーク・ライフ・バランスの理想として「仕事と家庭生活（と地域・個人の生活）」を優先したい割合が高くなっていますが、現状ではこれらをバランスよく調和することが困難な人が多いことが伺えます（P60・図19、20参照）。

市民や事業所に対して、女性活躍推進の視点から男性が家事や育児、介護に参画する重要性への理解が浸透するよう講座等で啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度などの利用を促進し、働き方の見直しを推進する必要があります。一方で、価値観やライフスタイルの多様化により、家族の形態や機能は大きく変化し、仕事と家庭の両立のために必要とされる支援もさまざまなものとなっています。良質な家庭環境を整えるため、引き続き子育て支援や介護サービス等の充実に努める必要があります。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・「男性が育児や家事に参加する」のでなくて育児や家事をするのがあたりまえの社会になることを願います。
- ・地元の企業がテレワークや農業を含む副業、フレックスなどに積極的に取り組み、雇用することで経済圏ができるようにしてほしい。

### 重点取組

働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、子育てについての情報提供や子育て支援サービスの充実を図ります。

また、介護に関する不安や負担感を解消し、男女がともに介護と仕事や地域活動などを調和させることができるように、きめ細かな支援策を推進するほか、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取組を進めるために、男性の家事・育児・介護能力を高めるための支援や企業への働きかけを行います。

#### (Ⅰ) 子育て支援の充実

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」の普及を図ります。【継続】	こども課
情報収集・提供	・「次世代育成支援対策推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】 ・「きかいで子育て応援BOOK」の配布等を通じ、多様な子育て情報の提供を図ります。【継続】 ・子育て応援アプリ「まろっ子メモリー」を配信し、地域の子育て情報やイベント情報の提供を実施します。【継続】	こども課 けんこう課
保育サービスの充実	・保育に関する多様なニーズに対応できるよう、子育て短期支援事業や乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等のサービスの充実を図ります。【継続】 ・保育ニーズの高まりに応じて、保育士の確保を図ります。【継続】	こども課

項目	具体的施策	担当課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子育て支援の充実を図ります。【継続】</li> <li>・保育施設での使用済紙おむつの処分を実施し、家庭の負担軽減を図ります。【新規】</li> <li>・保育施設においてＩＣＴを活用した保育業務支援システムおよび集金支援システムを導入することにより、園児の安全および保護者・保育者双方の負担軽減を図ります。【新規】</li> </ul>	こども課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業等のサービスの充実を図ります。【継続】</li> <li>・チャイルドシートの無料貸し出し事業を実施し、子育て世帯を支援します。【新規】</li> </ul>	こども課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館内でカンガルータイムを開催し、ボランティア団体と保健師・栄養士・子育て支援コーディネーターで相談会等を行います。【継続】</li> </ul>	図書館
地域の子育て環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を図るとともに、親子同士、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など多様な交流の機会の提供を促進します。【継続】</li> <li>・放課後子ども教室推進事業を実施します。【継続】</li> </ul>	こども課 教育総務課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> </ul>	こども課 けんこう課 人権課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサークルの育成や子育て関連団体への支援を推進し、子育て支援ネットワークの充実を推進します。【継続】</li> </ul>	こども課 けんこう課

## (2) 介護・看護・介護者支援の充実

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・介護・看護・介護者支援に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	かいご課 ふくし課
在宅サービスの充実	・在宅ねたきり高齢者・障がい者介護慰労金支給事業や在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業等の充実を図り、在宅で介護をしている介護者の負担軽減に取り組みます。 【継続】	かいご課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・介護・看護・介護者支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【拡充】  ・地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携強化を図るとともに介護者だけが負担を抱え込まないよう、地域全体で支援する体制づくりに取り組みます。【拡充】 ・認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」を通じ、介護によるストレス軽減や介護者自身の認知症対応力の向上を図ります。【継続】 ・「坂出ささえまろネットワーク会議」を開催し、高齢者の住み慣れた地域における支援体制づくりを推進します。【継続】 ・ダブルケアに関する周知啓発を行うとともに、ダブルケアカフェを通じて、介護と子育てを担うかたへの支援を行います。【継続】	かいご課 ふくし課  かいご課

## (3) 家庭生活への男性の参画

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、男性の家庭・地域生活への参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。 【継続】	人権課 けんこう課
	・妊娠届出時に母子健康手帳とともに父子健康手帳を配布するなど、父親の子育てへの参画意識の高揚を図ります。【継続】(再掲)	けんこう課

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症カフェやダブルケアカフェ、育児講座などの相談会・講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> <li>ブックスタートおよびセカンドブックサービス事業を通じて、父親の育児参加を促進します。【拡充】（再掲）</li> </ul>	かいご課 けんこう課 図書館
情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業に関する関連法令制度の情報収集・提供に努め、男性の育児・介護休業取得を促進します。【継続】</li> </ul>	人権課 職員課 関係各課

#### （4）仕事と生活の調和

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発および男性中心型労働慣行等の見直しや、育児・介護休業の取得促進に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】</li> </ul>	人権課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「家庭の日(毎月第3日曜日)」、「ワークライフバランス推進強化月間(7~8月)」の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
事業者の取組の推進と促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に取り組み、職場優先の組織風土の見直しや育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備などの促進を図ります。【継続】</li> </ul>	産業観光課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員に対し、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業の取得推進に関する意識啓発を図ります。【継続】</li> <li>仕事と家庭の両立を支援する観点から、市職員の不妊治療への支援として、不妊治療休暇の取得を促進します。【継続】</li> </ul>	職員課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課

## (5) 地域生活への参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、地域活動団体における女性役員の積極的起用に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】	人権課 関係各課
	・地域における女性リーダー養成に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図り、オンライン開催なども取り入れた柔軟な取組を推進します。【継続】	人権課
情報収集・提供	・地域活動を行うボランティアやNPO等の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 関係各課
地域活動の促進・支援	・だれもが地域活動へ参加できるよう、地域団体への活動の促進・支援を図ります。【継続】	人権課 関係各課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
一時預かり事業利用者数	—	延 10,381 人 (R5)	—	延 11,400 人
利用者支援事業利用者数 (基本型)	—	延 596 人 (R5)	—	延 700 人
地域子育て支援拠点事業利用者数	—	延 18,673 人 (R5)	—	延 20,000 人
ファミリー・サポート・センター協力会員数	180 人	183 人	200 人	300 人
放課後子ども教室利用者数	63 人	46 人	200 人	60 人
両親学級の男性参加率	44.0%	46.9%	50%	50%
男性の料理教室の開催回数・参加人数	16 回 116 人	6 回 47 人	18 回 120 人	6 回 50 人
読みメンプロジェクト開催回数	4 回	3 回	4 回	4 回
男性職員の育児休業取得率	7.7%	57.1%	13%	85%

## 重点目標2 就労・雇用における男女共同参画の促進

### 現状・課題

就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が、性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会の実現は、ダイバーシティを尊重する社会の形成につながり、経済社会の活力の源という点からも大きな意義を持ちます。

事業所アンケートでは、管理職に女性を配置する事業所は前回調査より増加傾向にあります（P64・図28～30参照）。しかし、市民アンケート調査では、職場での待遇に男女格差があるという回答が依然として多く、「職場」における男女の地位の平等性についても、男性より女性の方が『男性優遇』と感じている割合が高くなっています（P57・図10参照）。

このような男女格差が生じる背景には、男女間の勤続年数、管理職登用率、非正規雇用率のギャップがあると考えられます。性別に関わらず、採用の機会やキャリアアップ・スキルアップへの公平な支援が確保されるよう、事業所への「男女雇用機会均等法」の周知や、就業機会拡大のための支援が必要です。仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、すべての人に均等な機会と待遇が確保され、誰もがそれぞれのライフスタイルにあった働き方が選択でき、働き続けられる職場づくりが求められます。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

さらに、農林水産業、商工業などの自営業者に対しては、女性の労働を適切に評価し、積極的な経営への参加促進と地位向上を図るために、継続的に情報提供を行う必要があります。

#### 〈アンケート自由記述より〉（市民）

- ・女性が出産に伴う離職をした際は復職をしやすくする必要があると思う。またその場を提供した雇用主にも双方メリットがあるように制度設計をする必要もあると思う。
- ・どうしても妊娠で仕事に穴があくことが避けられないで、そのことを何とかするために努力してほしい。

#### 〈アンケート自由記述より〉（事業所）

- ・就労する場所はいくらでもあり、有効求人倍率は日本トップクラスだが、働く人がおらず年寄りばかりの坂出市。労働力を呼び込むためにも夫婦とも子育てのしやすい環境を作る必要があると思う。
- ・男性にはできなくて、女性にしかできない「出産」を増やしていくような社会への男女共同参画を進めてほしいと考えています。

## 重点取組

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するとともに、男女がともに能力を十分に発揮し活躍することができるよう、ワーク・ライフ・バランスや働き方についての広報・啓発活動を推進するとともに、労働基準法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等における取組が促進されるよう支援を行います。

また、農林水産業、商工業等自営業に携わる女性の労働を適正に評価し、経営へ参画するように啓発に努めるほか、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。

### (Ⅰ) 働く場における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、働く場における男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課
	・ワーク・ライフ・バランスや母性保護、テレワークを含めた働き方、男女の職域拡大、採用差別撤廃に関する啓発を推進します。【継続】	人権課 産業観光課
	・働く場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 職員課
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 産業観光課
相談・支援体制の充実	・働く場における男女共同参画に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	人権課 産業観光課

## (2) 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、農林水産業、商工業など自営業における男女共同参画の促進に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 産業観光課
	・家族経営協定の普及啓発に取り組み、男女を問わず家族全員が主体的に参画できる環境づくりを促進します。【継続】	農業委員会
女性の参画促進	・農業委員会等各種団体への女性役員登用に関する啓発に努め、認定農業者や農業士、漁業士等の女性指導者の育成を図り、女性の参画を促進します。【継続】	農林水産課 農業委員会 人権課

## (3) 就労支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・就労支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 産業観光課
情報収集・提供	・「女性活躍推進法」、「労働基準法」、「パートタイム労働法」、「男女雇用機会均等法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】（再掲）	人権課 産業観光課
相談・支援体制の充実	・就労支援に関する相談・支援体制の充実や商工会議所等関係機関との連携を推進します。【継続】	産業観光課

## (4) 職業能力の向上と起業の支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・資格取得など職業能力の向上、起業に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	産業観光課
情報収集・提供	・資格取得など職業能力の向上に関する関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	産業観光課

項目	具体的施策	担当課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得など職業能力の向上、商工会議所にワンストップ創業支援窓口を設置するなど、起業に関する相談・支援体制の充実を図り、関係機関との連携を強化します。【継続】</li> <li>・坂出ビジネスサポートセンターにおいて、起業に関する相談や伴走的な支援を図ります。【継続】</li> <li>・産業の振興および活性化を図るため、坂出市内で新規に創業・起業する方に対して、創業・起業に係る経費の一部を補助します。【新規】</li> </ul>	産業観光課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
家族経営協定締結数	13戸	13戸	15戸	15戸
創業に関するセミナーの開催回数・参加人数	1回 17人	1回 20人	3回 40人	4回 40人

## 重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画推進・促進

### 現状・課題

政策・方針決定過程に性別にかかわりなく共同して参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤を成すものであり、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

本市では、審議会等における女性委員の割合や市の管理職等における女性職員の割合の増加をめざし、女性の積極的な登用に努めてきました。また、女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが極めて重要という思いのもと発足した内閣府が支援する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に令和7年7月から坂出市長が参加し、「だれもが輝き続ける まちづくり」を私の行動宣言として発表しました。

市民アンケート調査では、この5年間で女性の社会的な立場がよくなつたと思う割合は6割程度となっており（P61・図21参照）、社会的に活躍する女性、管理職や審議会委員への登用が増えてきたとの認識が広がっています（P61・図22参照）。

政策・方針決定の場における女性の参画を進めていくため、今後は女性、男性に限らず一人ひとりが参画する場や機会を増やすとともに、市が率先して、女性自身の参画意欲を高め、性差のない登用を進めていくことが必要です。また、知識不足や経験不足への不安を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡充していくために、女性リーダー育成の支援および女性リーダー研修などの情報提供を一層進める必要があります。

〈アンケート自由記述より〉（市民）

- ・男性・女性と区別せず、能力のある者が能力を発揮して社会を作れるようにしないといけないと思う。
- ・女性にとって今までより有利になることを考えるのではなく、男女平等になるための推進活動をしてほしい。

### 審議会等の女性委員の登用状況（令和6年4月1日現在）

市名	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況（広域除く）					地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況				
	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比
坂出市	32	28	363	89	24.5%	6	5	43	6	14.0%
高松市	65	64	847	332	39.2%	6	5	47	12	25.5%
丸亀市	50	49	608	270	44.4%	6	5	35	11	31.4%
善通寺市	30	28	250	66	26.4%	6	4	35	6	17.1%
観音寺市	48	33	539	120	22.3%	6	4	37	4	10.8%
さぬき市	25	22	279	96	34.4%	5	3	62	11	17.7%
東かがわ市	33	30	336	126	37.5%	5	3	31	6	19.4%
三豊市	38	32	659	175	26.6%	6	4	40	6	15.0%
市町計	478	422	5,754	1,700	29.5%	91	58	618	101	16.3%

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」

### 女性公務員の管理職登用状況（令和6年4月1日現在）

市名	管理職の在職状況						
	管理職総数	うち女性管理職数	女性比	うち一般行政職			女性比
				管理職総数	うち女性管理職数	女性比	
坂出市	85	11	12.9%	46	8	17.4%	
高松市	223	33	14.8%	143	15	10.5%	
丸亀市	61	11	18.0%	50	11	22.0%	
善通寺市	44	11	25.0%	31	4	12.9%	
観音寺市	45	4	8.9%	45	4	8.9%	
さぬき市	68	17	25.0%	42	6	14.3%	
東かがわ市	30	10	33.3%	26	7	26.9%	
三豊市	58	12	20.7%	54	9	16.7%	
市町計	766	136	17.8%	569	87	15.3%	

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」

## 重点取組

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、本市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大および管理職等への積極的な登用に取り組みます。

また、地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、あらゆる分野への女性の参画意識の高揚を図ります。

### (1) 行政機関等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・女性職員に対する人材育成や女性職員の参画意識の向上のための研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加を推進します。【継続】	人権課 職員課
女性の活躍推進	・各種審議会等における女性登用率の向上に努め、女性委員のいない審議会等の解消をめざします。【継続】 ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」への市長の参加を契機に、女性活躍に関する施策を推進します。【新規】	人権課 関係各課
	・女性職員の管理職等への登用などをとおし、女性の活躍を推進します。【継続】	職員課

### (2) 企業・団体等における女性の参画促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、性別にとらわれない採用、配置、昇進等に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】 ・職場における男女共同参画に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 産業観光課
	・商工会議所や関係機関との連携を図りながら、事業者や労働者との接点の拡大をめざします。【継続】	産業観光課

項目	具体的施策	担当課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、職場における男女共同参画に関する学習支援の充実を推進します。【継続】	人権課
情報収集・提供	・「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課

### (3) 人材の育成と人材の情報提供

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、女性の人材育成に関する広報・啓発活動に取り組みます。【継続】 ・女性が参画しやすい職場環境整備の促進のため、人権学習支援事業を実施します。【継続】	人権課
	・議会だよりや議会報告会を通じ、市政への女性の参画意識の高揚を図ります。【見直し】	議会事務局
	・女性リーダーの育成や女性登用促進に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 関係各課
女性の活躍推進	・女性リーダーの育成や人材情報の収集・活用に取り組みます。【継続】	人権課 関係各課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
審議会等における女性委員の割合	19.0% (66/348)	25.8% (93/360)	30%	35%
女性委員がいない審議会数	7	3	0	0
市の課長級以上※の職員における女性職員の割合	31.4% (係長級以上) 9.3% (課長級以上)	35.5% (係長級以上) 12.9% (課長級以上)	33% (係長級以上)	25% (課長級以上)

\*前期計画では「係長級以上」を指標としていたが、後期計画より「課長級以上」に変更。

## 重点目標4 国際交流・協調の促進

### 現状・課題

少子高齢化や単身世帯の増加により、ライフスタイルのあり方に対する価値観は時代とともに変化しており、働き方改革やダイバーシティの浸透でその傾向はより顕著となっています。

また、グローバル化が進展するなか、SDGsを踏まえた持続可能な社会を構築するためには、人種、国籍や障がいの有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイル等の一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となります。

本市では、地域の国際化および多文化共生社会の実現をめざすなか、姉妹都市アメリカ・サウサリート市との交流や地域国際化のための講座、外国人住民支援事業等を行ってきました。

今後も、増え続ける外国人住民のため、多文化共生の視点を踏まえ、すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができるよう施策の推進に努める必要があります。

### 重点取組

多文化を理解し、共生する心を育てるため、男女平等に関する諸外国の状況等について情報収集および提供を行うとともに、講座の開催等、学習機会の提供に努めます。

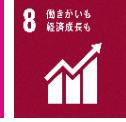
#### (Ⅰ) 国際交流と国際理解の促進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・国際交流と国際理解に関する講座等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	秘書広報課
教育・学習の充実	・外国語活動等を通じ、学校等における国際理解を推進します。【継続】 ・日本語指導に関する教員を配置します。【新規】	学校教育課
情報収集・提供	・男女共同参画に関する国際的動向等の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 秘書広報課
	・生成AIを活用し、多言語での情報発信に取り組みます。【新規】	秘書広報課
国際交流事業の促進	・姉妹都市交流を促進するとともに、市民等の国際交流活動の支援に取り組みます。【継続】	秘書広報課

## 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
国際理解講座等への参加人数	327 人	238 人	350 人	300 人
国際交流協会 会員数	650 人	587 人	680 人	600 人

## 持続可能な開発目標（SDGs）



# 基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らすことができる地域づくり

## 重点目標1 あらゆる暴力の根絶

### 現状・課題

DVは被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化する可能性があります。被害が深刻化していく実態には、被害者自身が羞恥心を抱いたり、暴力の原因は自分にあると思いこんだりして、誰にも相談せずに孤立してしまうことがあります。

市民アンケート調査では、配偶者やパートナーに暴力を受けた経験について、身体的暴力を受けた経験がある女性は14.0%、したことがある男性は7.6%となっており（P61・図23参照）、相談しなかった理由について、女性で「相談しても無駄だと思ったから」が一番多く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が高くなっています（P62・図24参照）。また、配偶者やパートナーから暴力を受けた経験がある男性も一定の割合でいます（P61・図23参照）。

ハラスメントの経験については、「されたことがある」割合がセクシュアルハラスメントでは16.2%、パワーハラスメントでは33.4%、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメントではそれぞれ1割未満となっています。「されたことがある」割合はいずれのハラスメントについても「したことがある」割合より「されたことがある」割合の方が高くなっています。加害者がハラスメントをしている自覚が薄いことが伺えます（P62・図25参照）。

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の推進に努める必要があります。

また、近年のインターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害等の問題に対応するため、本市では令和6年10月に「坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」を制定しました。市民がインターネット上の誹謗中傷等の被害者にも行為者にもならないよう各種施策に取り組むとともに、だれもが安心して住み続けられる社会の実現をめざすことが求められています。

〈アンケート自由記述より〉(市民)

- ・職場内のパワハラ等、“相談しても一緒に、何も変わらない”という理由でこれまで働いてきました。これからの社会は全てにおいて“何でも、自由に相談できる所”が必要だと思います。“相談できる所”を市民が皆知っていると安心して暮らせると思います。

DV被害者相談件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	29	25	5	196	43
相談実人数	6	8	3	8	7
相談内容	身体的暴力	4	1	1	2
	精神的暴力	2	7	2	6
	性的暴力	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0

児童虐待相談件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待対応件数	102	83	101	62	61
虐待の種類	身体的虐待	33	30	31	14
	ネグレクト	36	16	19	14
	性的虐待	0	0	0	2
	心理的虐待	33	37	51	32

### 重点取組

ジェンダーに基づく暴力は、人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談やメディアにおける広報・啓発活動を行います。

また、職場や教育現場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、さらにはマタニティハラスメントおよびカスタマーハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進め、児童・高齢者・障がい者虐待の防止に関する相談支援体制の充実に努めます。

今後、これまでにもましてDVおよびあらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組み、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

## (1) 暴力を許さない意識と環境づくり

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、あらゆる暴力の根絶に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」、「児童虐待防止推進月間(11月)」、「人権週間(12月4日～10日)」の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 関係各課
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる暴力の根絶に関するアンケート調査を定期的に実施し、実態把握に努めるとともに、分析結果等を公表します。【継続】</li> </ul>	人権課 関係各課

## (2) 配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護・支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、DV防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> <li>DV防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> <li>公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護、自立支援につながる支援体制づくりを図ります。【継続】</li> </ul>	人権課 こども課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。【新規】</li> </ul>	けんこう課

### (3) さまざまなハラスメントの防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 関係各課
	・さまざまなハラスメント防止に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	人権課 職員課
	・教育現場におけるさまざまなハラスメント防止のための研修会を実施します。【継続】	学校教育課
教育・学習の充実	・人権学習支援事業を通じ、さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する学習支援の充実に取り組みます。【継続】	人権課
	・香川県市町職員研修センター等が実施する研修会等へ管理職等の積極的な参加促進を図ります。【継続】	職員課
情報収集・提供	・「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 関係各課
相談・支援体制の充実	・さまざまなハラスメント防止およびストーカー対策、性犯罪対策に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	人権課 職員課 関係各課

### (4) 児童虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、児童虐待の防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】 ・「児童虐待防止推進月間（11月）」の普及に努めるとともに、坂出市要保護児童対策地域協議会と連携し、月間に合わせてオレンジリボンキャンペーンを実施します。【継続】	人権課 こども課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・「児童虐待防止法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「香川県青少年保護育成条例」、「児童福祉法」、「いじめ防止対策推進法」、「青少年インターネット環境整備法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 こども課
相談・支援体制の充実	・児童虐待の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を図ることで、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【継続】	人権課 こども課 学校教育課
	・児童虐待の通報、相談について警察と協定を締結し、重篤な児童虐待につながらないように早期発見・早期対応に取り組みます。【継続】	こども課

## (5) 高齢者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 かいご課
情報収集・提供	・「高齢者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 かいご課
相談・支援体制の充実	・高齢者虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との情報共有および連携強化を推進します。【拡充】 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【拡充】	人権課 かいご課

## (6) 障がい者虐待の防止

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がい者の虐待防止に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	人権課 ふくし課
情報収集・提供	・「障害者虐待防止法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	人権課 ふくし課
相談・支援体制の充実	・障がい者の虐待防止、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】 ・公的機関、民間団体等との連携強化を図り、被害者の早期発見と適正保護につながる体制づくりを推進します。【継続】	人権課 ふくし課

## (7) メディアにおける人権の尊重

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・男女共同参画の視点に配慮した市広報誌・ホームページの作成や、男女差別を助長する不適切な表現防止に留意した内容の点検や適正化を図ります。【継続】	秘書広報課 人権課 関係各課
	・「坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」の普及・啓発を推進します。【新規】	人権課
教育・学習の充実	・学校におけるメディア・リテラシー教育を推進します。【継続】 ・フィルタリングソフト、システムの活用などによる有害環境浄化活動を推進します。【継続】	学校教育課 人権課
相談・支援体制の充実	・インターネット上の誹謗中傷等に関して、弁護士による法律相談を実施し、相談体制の充実を図ります。【新規】	人権課

## 重点目標2 生涯にわたる健康支援

### 現状・課題

性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産を担う性を有するため、心身の状態が年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が特に重要となります。健康の社会的決定要因とその影響は男女で異なるため、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

本市では「坂出市健康増進計画・坂出市食育推進計画・坂出市自殺対策計画」を策定し、関係各課との連携のもと、ライフステージや性別に応じた健康管理の啓発と健康づくり支援を行っています。

人生100年時代を見据え、さらなる活躍や健康寿命の延伸のために、健康課題について正しい知識を持ち、それぞれのライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組むことが必要です。

### 重点取組

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、健康づくりに生涯取り組めるよう、ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実に努めます。とりわけ、女性においては妊娠・出産や女性特有の病気等の、男性とは異なる健康上の問題に留意した取組を行います。また、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」について、関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行うほか、中高年男性など働き盛りの世代を始めとした心身の健康づくりを支援します。

#### （1）生涯にわたる健康づくりへの支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場における母子保健に関する啓発の推進を図り、女性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li><li>・男性の健康管理やメンタルヘルスに関する啓発の推進を図り、男性の健康に関する講演会・研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】</li></ul>	けんこう課 かいご課 職員課

項目	具体的施策	担当課
予防対策・保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性および男性特有の病気に関する検診等、予防対策事業を推進します。【継続】</li> <li>妊婦一般健康診査、ハイリスク妊産婦訪問、未熟児訪問等の妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない保健指導・支援の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	けんこう課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康に関する情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	けんこう課 職員課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代の総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを設置し、マタニティブルーや育児不安などのメンタルヘルスケアに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】</li> <li>過労死や自殺等予防のためのメンタルヘルスケア等に関する相談・支援体制の充実を図ります。【継続】</li> <li>自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と協働の仕組を構築します。【継続】</li> </ul>	けんこう課 職員課

## (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確立

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の推進を図るとともに、性感染症予防に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。【継続】</li> </ul>	けんこう課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習支援事業の実施等、性的少数者（LGBT等）の人権啓発を推進します。【継続】</li> <li>「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。【新規】（再掲）</li> </ul>	人権課
教育・学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等における発達段階に応じた生命や性に関する教育の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	学校教育課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>坂出市幸せはこぶコウノトリ応援事業（生殖補助医療費助成事業）など、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する法令制度の情報収集・提供を図ります。【新規】</li> </ul>	けんこう課

項目	具体的施策	担当課
相談・支援体制の充実	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	けんこう課 人権課
	・市内文化センターにおいて性的マイノリティ当事者やその家族と地域住民との交流事業である「にじまちカフェ～縁～」を開催します。【新規】	人権課

### (3) 健康を脅かす問題についての対策と推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、薬物乱用や喫煙、飲酒等健康を脅かす問題に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	けんこう課 関係各課
	・食生活改善推進員等の地域に根差した健康づくりの指導者の育成、組織の充実を図るため、推進員養成講座やレベルアップ教室等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	けんこう課
生活習慣病予防対策	・各種健康診査の充実および受診率の向上に努め、がんや糖尿病等の生活習慣病予防対策の充実を図ります。【継続】	けんこう課
健康づくりの推進	・食育やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努め、健康づくりを推進します。【継続】	けんこう課 かいご課 生涯学習課
	・ラジオ体操広場・ミニ広場の拡充およびラジオ体操人口の拡大を図ります。【継続】	生涯学習課
	・学校等における健康づくりや健康教育、薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する研修会や講演会を開催するなど、教育の充実を図ります。【継続】	学校教育課
	・はつらつ教室やコグニサイズ等の介護予防教室およびオリジナル体操「ころばんで体操」の普及を通じ、高齢者の健康づくりや介護予防を推進します。【継続】	かいご課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する情報収集・提供を図ります。【継続】	けんこう課 関係各課
相談・支援体制の充実	・健康づくりや薬物乱用防止および喫煙、飲酒などによる健康被害の防止に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】 ・こころの健康相談、ゲートキーパー養成講座を開催します。【新規】 ・自殺対策計画の策定により、関係機関との連携と協働の仕組を構築します。【継続】(再掲)	けんこう課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
特定健康診査受診率	37.2%	40.3% (暫定値)	60%	60%

## 重点目標3 困難を抱える人びとの支援

### 現状・課題

女性は結婚や出産、育児等によりキャリアに影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。また、女性は男性に比べ子育て・介護の負担の偏りが多いことなど、複合的な困難を抱えている場合もあり、さまざまな困難な状況に置かれている人びとが安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要となっています。このように、暮らしの支援ニーズが複雑化・複合化し、日常生活や地域生活を営むことが困難な人が増加していることから、令和2年に社会福祉法が改正され、重層的な支援整備体制が市町村の地域福祉計画に位置付けられました。さらに、困難女性支援法においても、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性については、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者とされており、ここでも重層的・包括的な支援が求められています。

市民アンケートでは、困難な問題を抱える女性が支援につながりやすい体制をつくるために、居場所づくりや関係機関の連携強化、相談窓口の拡充などが求められています（P63・図26参照）。

さまざまな困難を抱えた人びとが、地域で安定、安心した生活を送れるようにするために、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、重層的・包括的な支援体制の構築、自立生活の支援とともに、生きがいづくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めることができます。

### 重点取組

高齢者や障がい者、経済的に不安定な家庭、外国人住民等が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、市民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

また、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

#### （1）高齢者の支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、介護予防等に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】	かいご課
	・「坂出市高齢者福祉計画および第9期介護保険事業計画(令和6年度～8年度)」や「介護の日（11月11日）」の普及を図ります。【継続】	かいご課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・「介護保険法」、「老人福祉法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】	かいご課 ふくし課
介護・認知症予防等の充実	・はつらつ教室・コグニサイズ等の介護予防教室を通じ、介護予防事業を推進します。 【継続】 ・「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知に取り組みます。【継続】 ・認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。 【拡充】	かいご課
医療・介護サービス等の充実	・キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の開催、認知症地域支援推進員による活動、まいまいこ（はいかい）高齢者おかれり支援事業、認知症ケアパスの周知等を通じ、認知症を正しく理解し、支え合うことができる体制づくりを推進します。【継続】 ・チームオレンジ事業により、認知症のかたを含む地域での活動を推進します。【新規】	かいご課
日常生活における支援	・訪問介護等の居宅サービスの充実に努めます。坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターを中心とした切れ目のない医療・介護サービスの充実を推進します。【継続】 ・地域包括支援センター機能の充実や地域ケア会議の拡充を図るとともに、在宅医療と介護の連携や生活支援サービスの基盤整備を実施し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。【継続】 ・在宅生活を支えることができるよう、訪問型サービス等の介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者見守り支援事業（坂出ほつとふれんず）、生活支援体制整備事業等を推進するとともに、きんとキット・携帯カードの配布、緊急通報装置や119番登録制度の普及を図ります。【継続】	かいご課 けんこう課 かいご課 関係各課 かいご課 ふくし課 消防本部 (情報指令課)

項目	具体的施策	担当課
日常生活における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ活動の促進を通じ、地域住民による自主活動の充実を促進するとともに、生きがいづくりのための講演会等の開催や郷土文化等の継承活動の促進、シルバー人材センターの活動の充実とともに、高齢者の社会参画を促進します。【継続】</li> </ul>	ふくし課 けんこう課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保、交通安全啓発と高齢者運転免許証自主返納支援事業を通じ、高齢者が住み慣れた地域で生活するための環境づくりを推進します。【継続】</li> </ul>	関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターなど関係機関との連携を図るとともに、地域包括支援センターの機能を強化し、多様なニーズに応じたサービスの提供や支援ができるよう推進します。【継続】</li> </ul>	かいご課 けんこう課 ふくし課

## (2) 障がい者の支援

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報誌・ホームページ・その他各種媒体を活用して、障がいや障がい者に対する正しい理解の促進に関する広報・啓発活動を推進します。【継続】</li> </ul>	ふくし課 人権課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「坂出市障がい者福祉計画」（令和3年度～8年度）や「第7期障がい福祉計画」（令和6年度～8年度）、「障害者週間（12月3日～9日）」の普及を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課
障がい福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービスの充実と質の向上を推進します。【継続】</li> </ul>	ふくし課

項目	具体的施策	担当課
就労・日常生活における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の就労促進と事業所の雇用促進に向けた啓発を推進します。【継続】</li> <li>・坂出市障がい者就労支援制度（資格取得費補助金、職場実習奨励金、就職支度金）等を活用し、総合的な雇用・就労支援施策を推進します。【継続】</li> <li>・坂出市障がい者就労体験事業、障がい者就労施設等の受注拡大に向けた優先調達等を通じ、福祉的就労の支援を推進します。【継続】</li> <li>・障がい者に対するボランティア活動を促進するとともに、障がい者の交流やふれあう機会の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚や発話の障がいにより音声による 119 番通報が困難な方に対し、Net119 緊急通報システムを導入します。【継続】</li> </ul>	消防本部 (情報指令課)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進や住宅確保を通じ、障がい者が住み慣れた地域で生活するための社会的障壁の除去や環境づくりを推進します。【継続】</li> </ul>	関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。【継続】</li> </ul>	ふくし課 人権課

### (3) 経済的に不安定な家庭等の支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策推進法」、ひとり親家庭等医療費助成制度や児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金事業など関連法令制度の情報収集・提供を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 ふくし課 けんこう課
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力向上のための母子家庭等の自立支援給付金事業の利用促進や就労準備支援事業など経済的に不安定な家庭等の就労支援の充実を図ります。【継続】</li> </ul>	こども課 ふくし課

項目	具体的施策	担当課
子育て生活支援の充実	・各種手当・医療費助成の充実を図るとともに、子育て、生活支援の充実を図ります【継続】。	こども課 ふくし課 けんこう課
	・生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えていることから、自ら家計の課題に気づき、自ら家計の管理ができるよう家計改善支援事業を実施します。【継続】	ふくし課
	・出産祝金の支給および保育所・幼稚園等の同時利用の子どもについて、第2子以降の無償化を実施し、経済的な負担を軽減します。【継続】 ・指定した店舗において、乳児紙おむつの購入費として利用することができる助成券を支給します。【継続】 ・養育費受け取りサポート事業やひとり親家庭子育て支援事業を実施し、ひとり親家庭を支援します。【新規】	こども課
相談・支援体制の充実	・経済的に不安定な家庭等の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。【継続】	ふくし課
	・女性に関わるさまざまな悩みの相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。【継続】	こども課
	・悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。【新規】（再掲）	けんこう課

#### （4）外国人の支援

項目	具体的施策	担当課
情報収集・提供	・外国人のための生活防災ガイドブックを適宜修正し、多言語による生活関連情報や防災情報の収集・提供を図ります。【継続】	秘書広報課 危機管理課 市民課
教育・学習の充実	・日本語指導に関する教員を配置します。【新規】（再掲）	学校教育課
日常生活における自立支援	・国際交流ボランティア登録制度等を通じ、外国人の支援の充実を図ります。【継続】	秘書広報課 人権課 市民課

項目	具体的施策	担当課
日常生活における自立支援	・多言語コールセンターサービスを通じ、外国人からの119番通報に対応します。【継続】	消防本部 (情報指令課)
相談・支援体制の充実	・外国人の自立支援に関する相談・支援体制の充実や関係機関との連携を推進します。 【継続】	秘書広報課 人権課 市民課

## (5) さまざまな悩みを抱える人への支援

項目	具体的施策	担当課
啓発活動の推進	・「坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の普及・啓発を推進します。 【新規】(再掲)	人権課
教育環境整備の推進	・ブレザー型の標準服を市内3中学校で導入し、健康面・機能面・多様性に配慮した対応を推進します。【新規】(再掲)	学校教育課
相談・支援体制の充実	・校内教育支援センターおよび校外教育支援センター（コスモスの部屋）の設置をとおして、不登校傾向にある児童生徒への支援の充実を図ります。【新規】	学校教育課
	・市内文化センターにおいて性的マイノリティ当事者やその家族と地域住民との交流事業である「にじまちカフェ～縁～」を開催します。【新規】(再掲)	人権課
	・女性に関わるさまざまな悩みの相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。 【継続】(再掲)	こども課
	・悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる「こころの健康相談」を実施します。 【新規】(再掲)	けんこう課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
認知症サポーター養成講座受講者数	4,167人	5,010人	5,000人	6,000人 (累計・延)

## 重点目標4 男女共同参画の視点による防災対策の促進

### 現状・課題

近年の集中豪雨や台風は周囲に甚大な被害をもたらし、避難生活を余儀なくされる状況も出てきています。こうした災害発生時には、避難所のプライバシーを守ることが難しいとされる環境において、性暴力が起こらないような体制づくりや、女性用品や女性用の下着の配布方法など、男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

市民アンケート調査では、防災・災害復興対策に男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものとして、「避難所の設備」「災害時の救援医療体制」「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」などをあげる割合が高くなっています（P63・図27参照）。

本市では、職員有志による「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」を設置し、女性の視点からさまざまな課題を検討し、防災対策を推進してきました。

引き続き、防災分野において、防災に関する方針決定過程および防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女がともに自らの地域の防災を担う、備える活動への参画意欲を高揚させるために、だれもが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

### 評価指標

今後も「さかいで131（ぼうさい）おとめ隊」の活動などをとおして、性差によるニーズの違いや避難先での安全確保に対応するため、市職員や市民に向けての情報発信や防災意識の高揚を図っていきます。

また、防災に関する政策・方針決定過程および自主防災組織などの防災の現場における女性の参画を促進するとともに、要配慮者に対するきめ細かな防災体制の確立を推進します。

## (Ⅰ) 防災分野における男女共同参画の推進

項目	具体的施策	担当課
広報・啓発活動の推進	・自主防災組織等での女性を対象にした研修会等を開催するとともに、他の開催情報の提供や参加促進を図ります。【継続】	危機管理課
	・防災に関する多様なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するとともに、防災計画等方針決定への女性の参画意識の高揚を図ります。【継続】	危機管理課 消防本部 (庶務課)
防災体制の整備	・男女のニーズに配慮した避難所の設営や救援物資の支給等、防災体制の整備を推進します。【継続】	危機管理課 消防本部 (庶務課)
	・避難所等におけるお知らせ絵カードを導入し、多言語による情報提供を積極的に図ります。【継続】	危機管理課
女性の活躍推進	・女性消防団員の増員のため、SNS等を活用し採用活動の強化を図るとともに、訓練や研修会等の活動の充実に取り組みます。【継続】	消防本部 (庶務課)
備蓄品の整備	・使い捨て哺乳瓶、液体ミルクなど災害時に不足するものや要配慮者向けの備蓄品の充実を図ります。【継続】	危機管理課

### 評価指標

項目	実績値		目標値	
	R1	R6	前期計画(R7)	後期計画(R12)
女性消防団員数	26人	25人	30人	30人

## 第4章

# 計画の推進に向けて

### I 推進体制の強化

本計画は、計画の基本理念である「だれもがともに輝き・認め合い・創るまち」の実現に向けて、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、市政の多岐にわたる領域で、市全体として男女共同参画の取組を進めていくものです。計画の推進においては、坂出市の男女共同参画の一層の推進を図るために、府内における連携体制の強化や、各関係機関の果たすべき役割を明確にするとともに、市民、地域団体・事業所との連携・協働のもと、実効性のある推進体制を構築していきます。

また、男女共同参画を推進する各事業の進捗状況や目標達成状況について、定期的な把握・分析と結果の公表による計画の適切な進行管理に努めるとともに、府内での男女共同参画に関する情報共有や周知を図ります。

### 2 市民との協働による推進

男女共同参画社会の実現に向け、市民や地域、学校、団体、事業所、行政等、市全体が一体となって進めていくものであることから、計画の推進においては、まず市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことの重要性を理解し、関心と理解を深め実践することが何よりも重要となってきます。

本計画は、各分野からの団体代表者や学識経験者、公募市民などで構成する「坂出市男女共同参画委員会」の意見や提案をもとに策定しており、その推進にあたっては、当委員会の意向を踏まえつつ、施策の展開に取り組むとともに、市民・行政との協働を推進するため、計画内容の周知、各種情報の提供および連携する部署や団体・企業間のネットワークづくりを促進するとともに、市民・企業・地域団体等の多様な主体の積極的な参画を図ります。

また、今後、若年層の意見を反映させるためのワークショップの開催等も検討するなかで、より実効性のある計画の策定、さらには魅力のある施策へつながるよう取り組んでいきます。

### 3 男女共同参画に関する情報の提供

計画の基本理念の実現に向けて、市広報誌やホームページ等の多様な情報媒体の活用、講演会等により、情報提供と周知・広報に努め、市全体としての男女共同参画の推進を図ります。

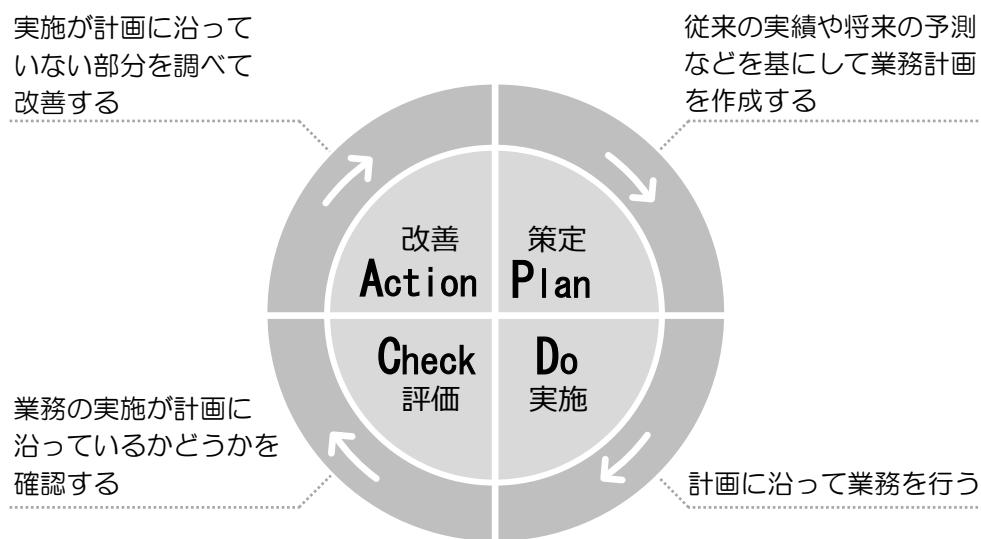
特に、就労分野における男女共同参画が進むよう、事業者に対して男女共同参画に関わる法令の普及・啓発活動、就労環境の確保・改善に向けた取組の情報提供により、企業との連携による男女共同参画を推進します。

### 4 施策の点検・評価

本計画を着実に推進し、各事業が効果的なものとなるよう、計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況について、P D C Aサイクルを活用し、「坂出市男女共同参画委員会」において把握・点検し、本計画の進行管理を行い、その結果について公表します。

また、社会情勢や国・県の動向を的確に捉え、本計画の見直しを図り、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させ、施策の多角的・効率的な推進に取り組みます。

P D C Aサイクルのイメージ



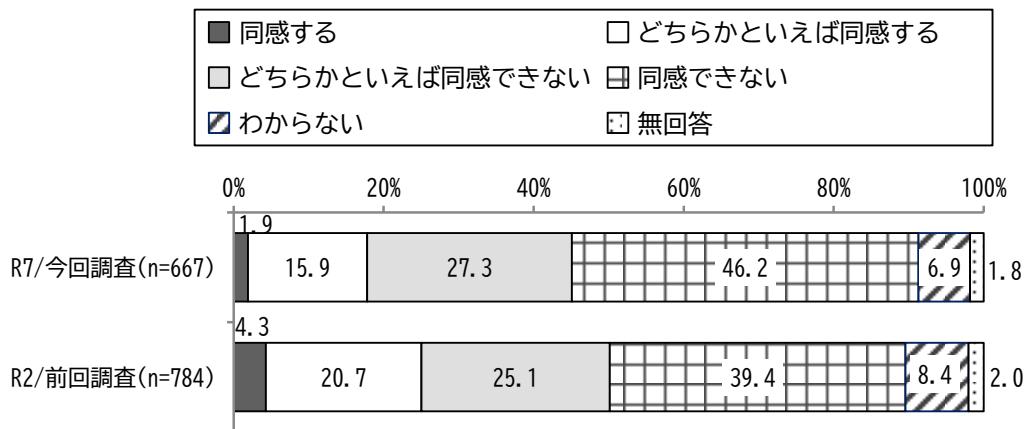
## 5 / 国・県・関係機関との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や県および男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有の体制の構築を図り、男女共同参画社会を形成するため、国や県、関係機関と連携を図りながら計画を推進します。

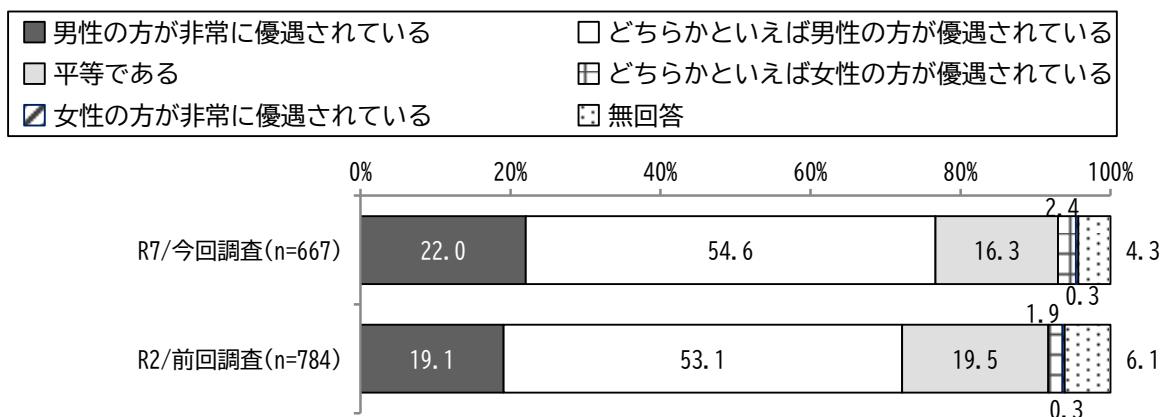
## アンケート調査結果の概要

### (1) 市民アンケート

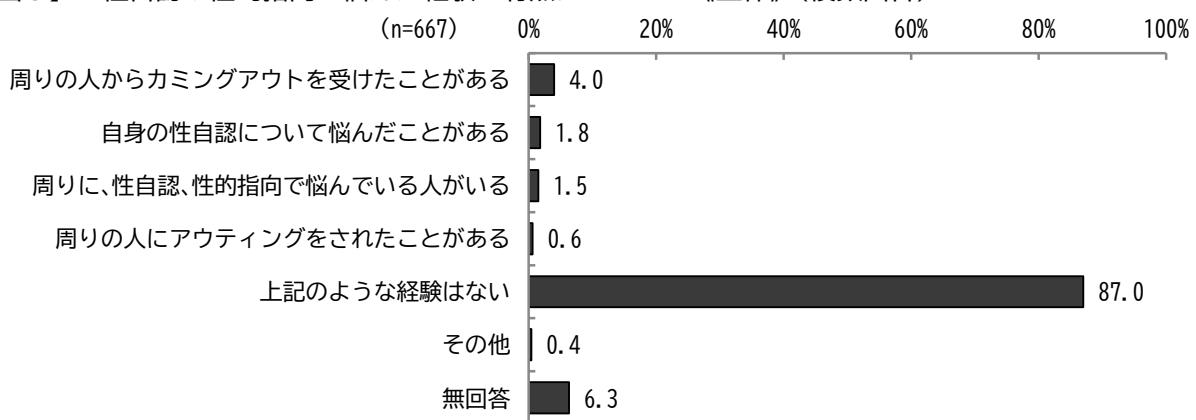
【図1】 ■「男は仕事、女は家庭」という考え方について 《全体・前回比較》



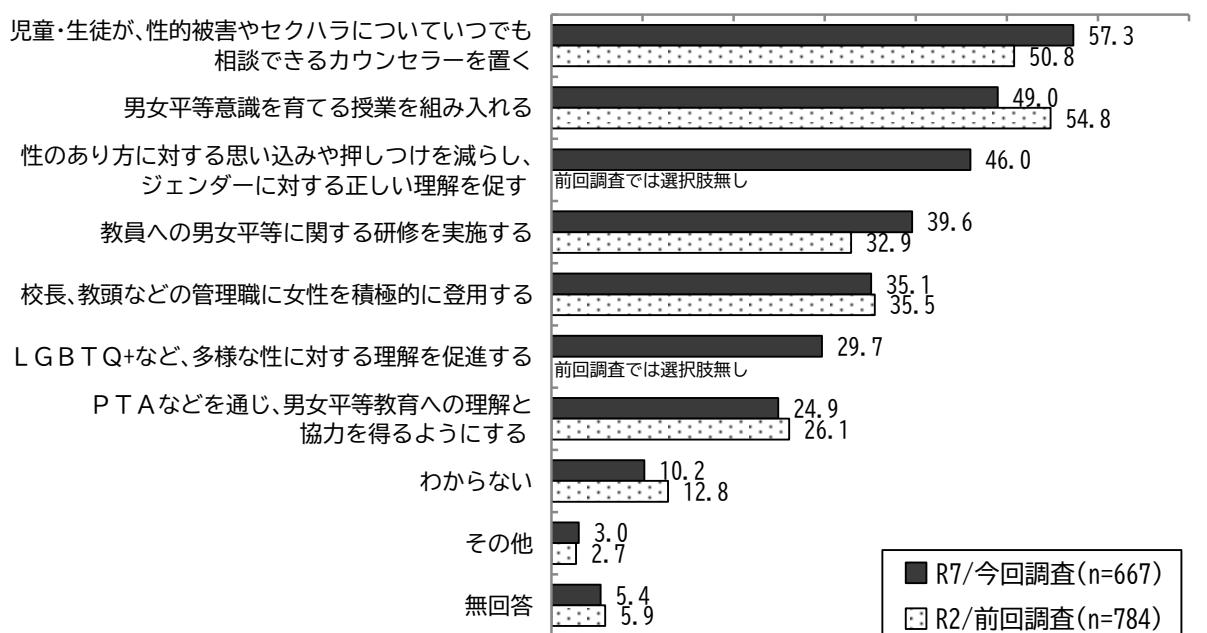
【図2】 ■男女の地位の平等性について（慣習・しきたり） 《全体・前回比較》



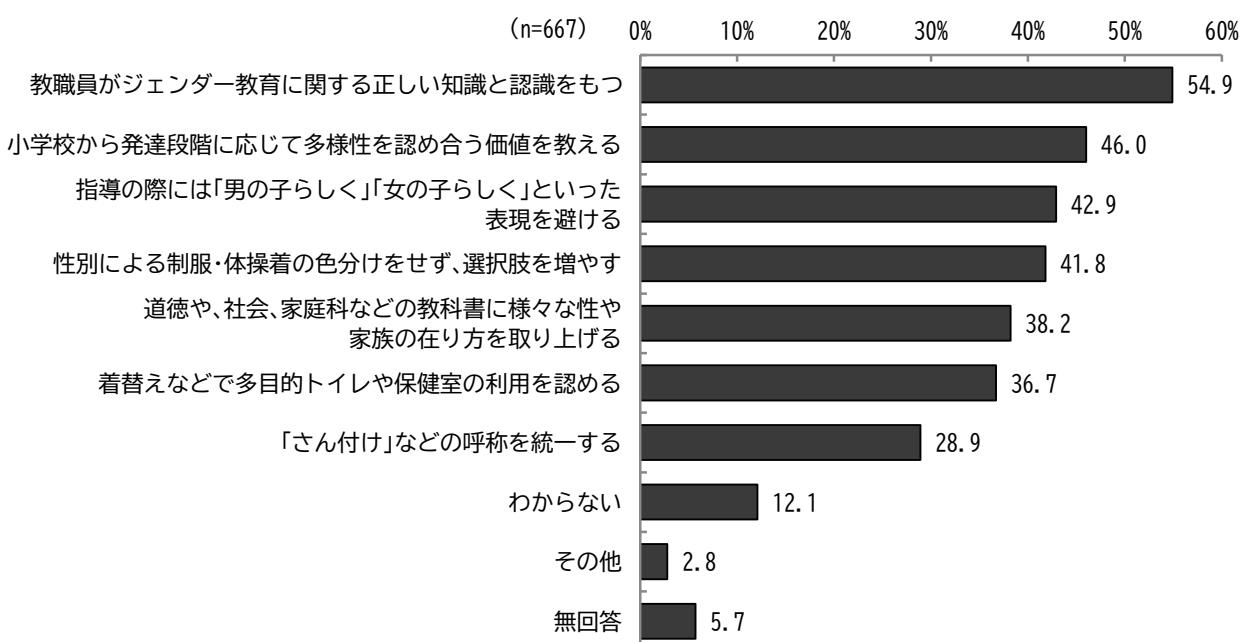
【図3】 ■性自認や性的指向で悩んだ経験の有無について 《全体》(複数回答)



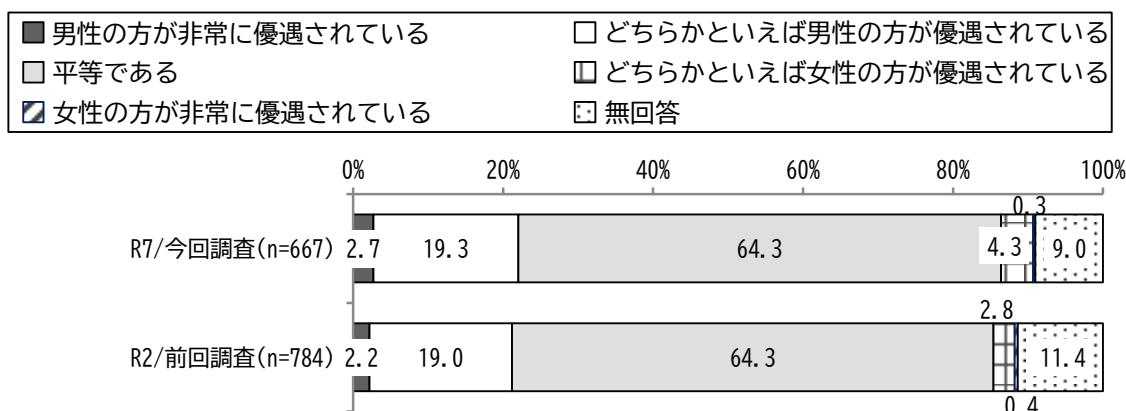
【図4】 ■学校で男女平等教育を進めるために取り組んで欲しいこと 《全体・前回比較》(複数回答)



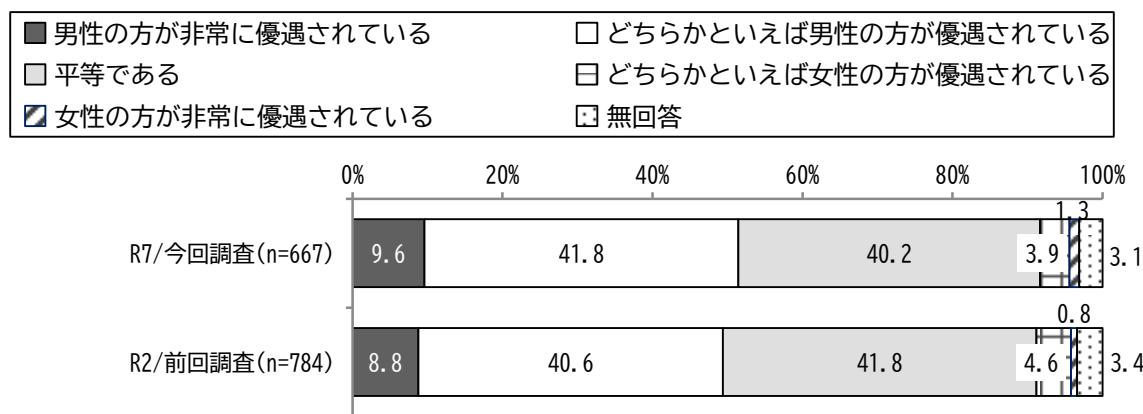
【図5】 ■学校におけるジェンダー教育や支援で重要だと思うことについて 《全体》(複数回答)



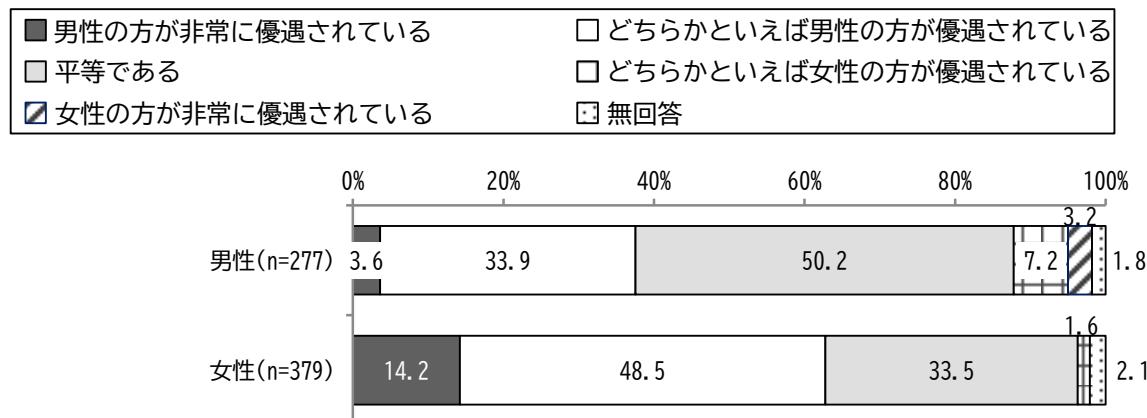
【図6】 ■男女の地位の平等性について (学校教育の場で) 《全体・前回比較》



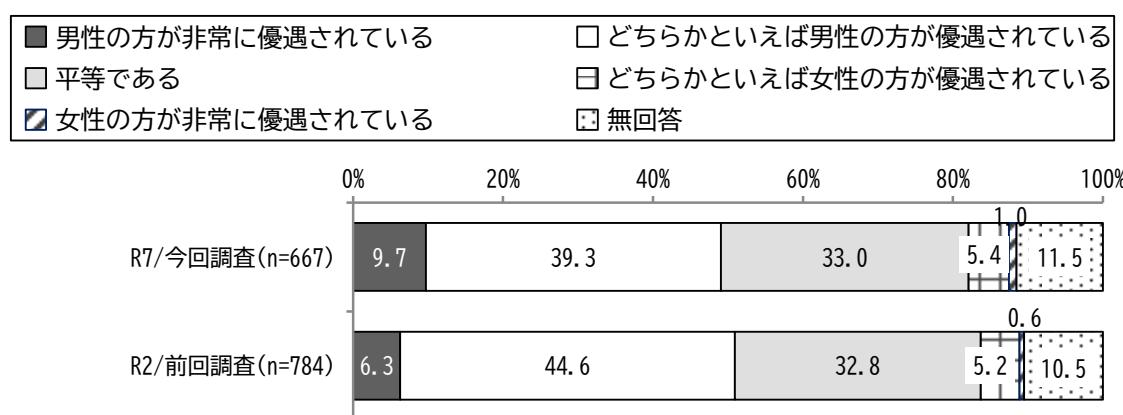
【図7】 ■男女の地位の平等性について（家庭生活で） 《全体・前回比較》



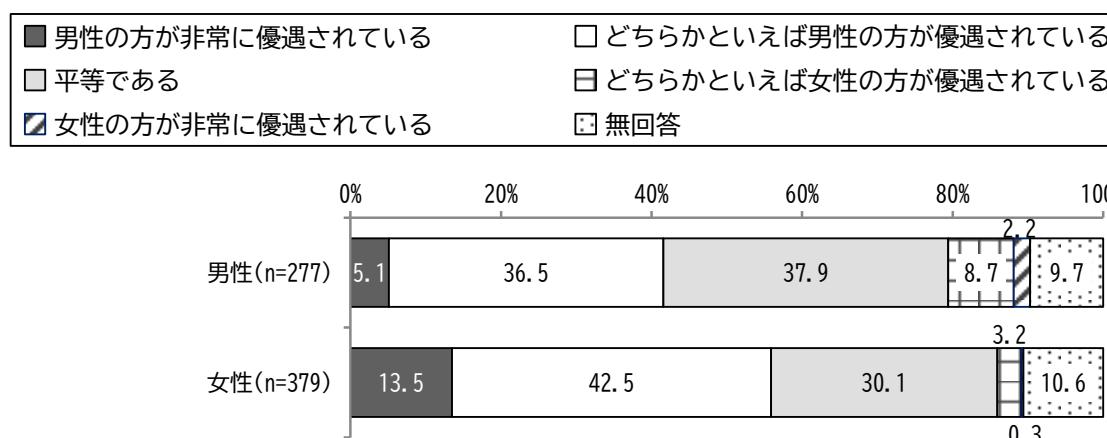
【図8】 ■男女の地位の平等性について（家庭生活で） 《性別》



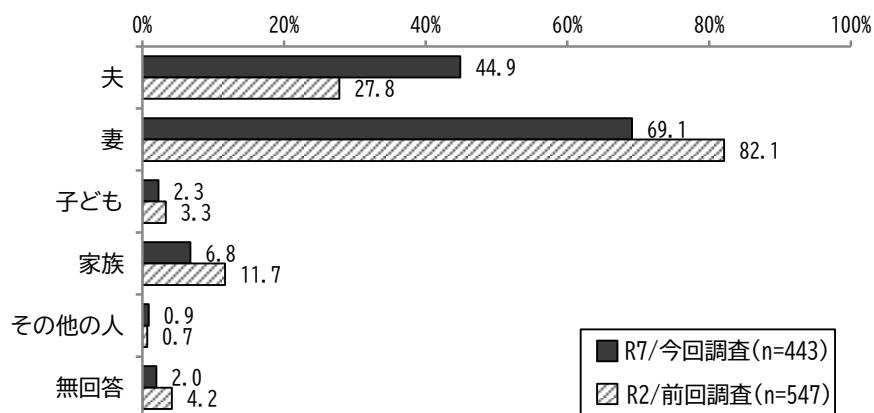
【図9】 ■男女の地位の平等性について（職場で） 《全体・前回比較》



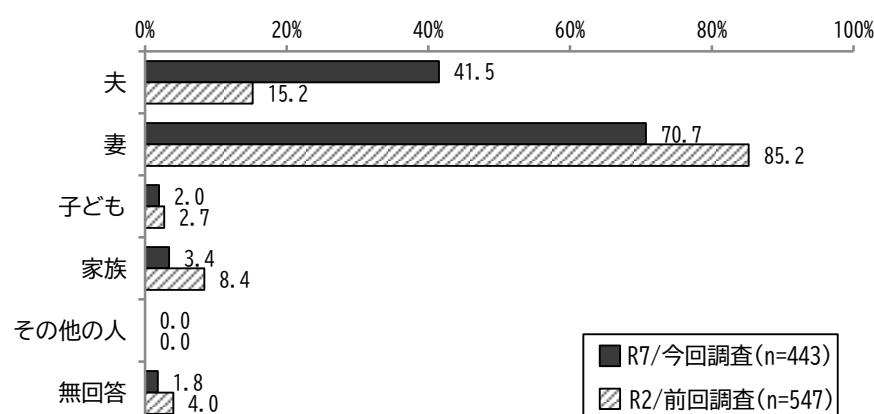
【図10】 ■男女の地位の平等性について（職場で） 《性別》



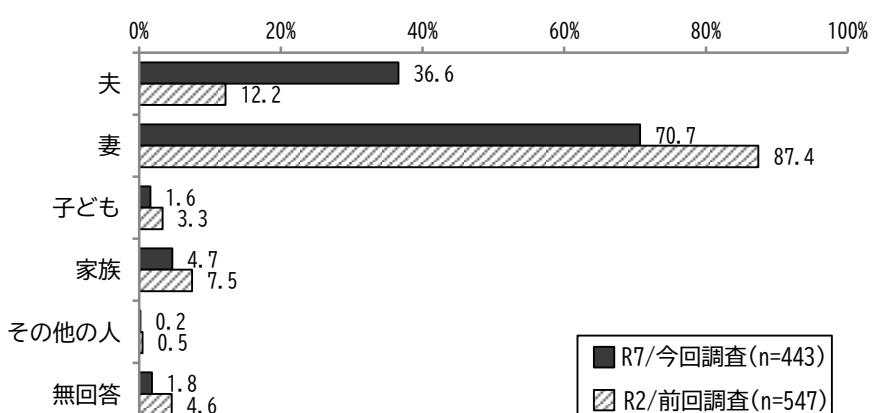
【図11】 ■日常的な家庭の仕事について（掃除） 《全体・前回比較》（複数回答）



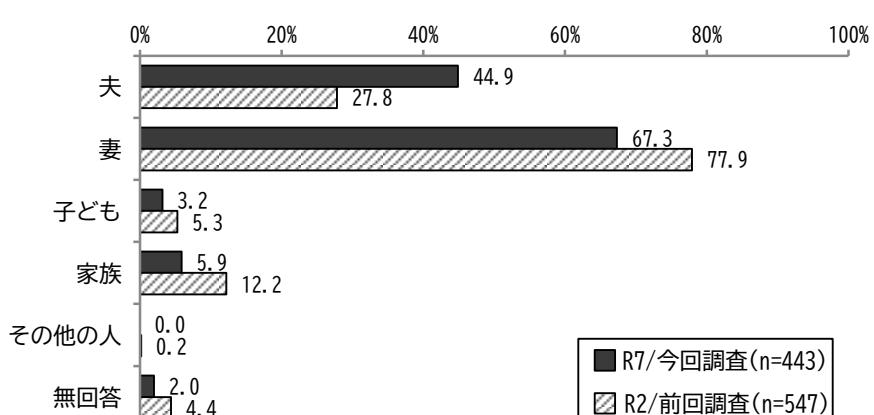
【図12】 ■日常的な家庭の仕事について（洗濯） 《全体・前回比較》（複数回答）



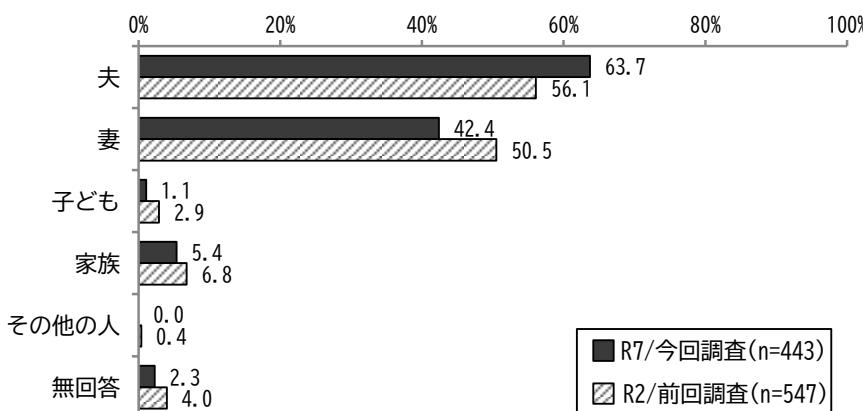
【図13】 ■日常的な家庭の仕事について（食事のしたく） 《全体・前回比較》（複数回答）



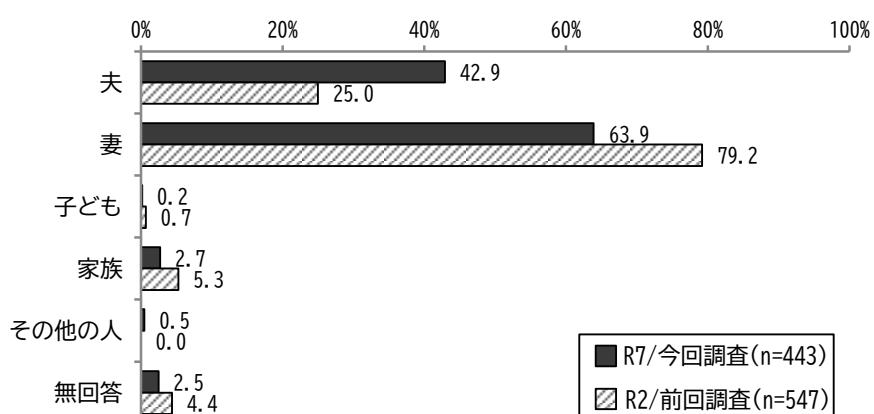
【図14】 ■日常的な家庭の仕事について（食事の後片付け） 《全体・前回比較》（複数回答）



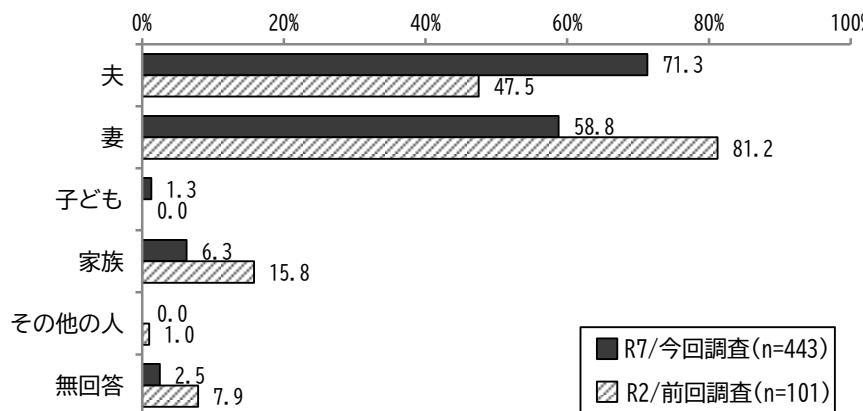
【図15】 ■日常的な家庭の仕事について（ごみ出し） 《全体・前回比較》（複数回答）



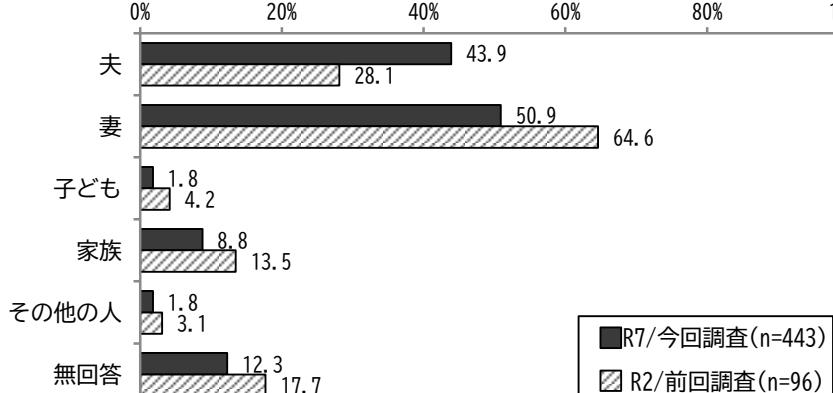
【図16】 ■日常的な家庭の仕事について（家計の管理） 《全体・前回比較》（複数回答）



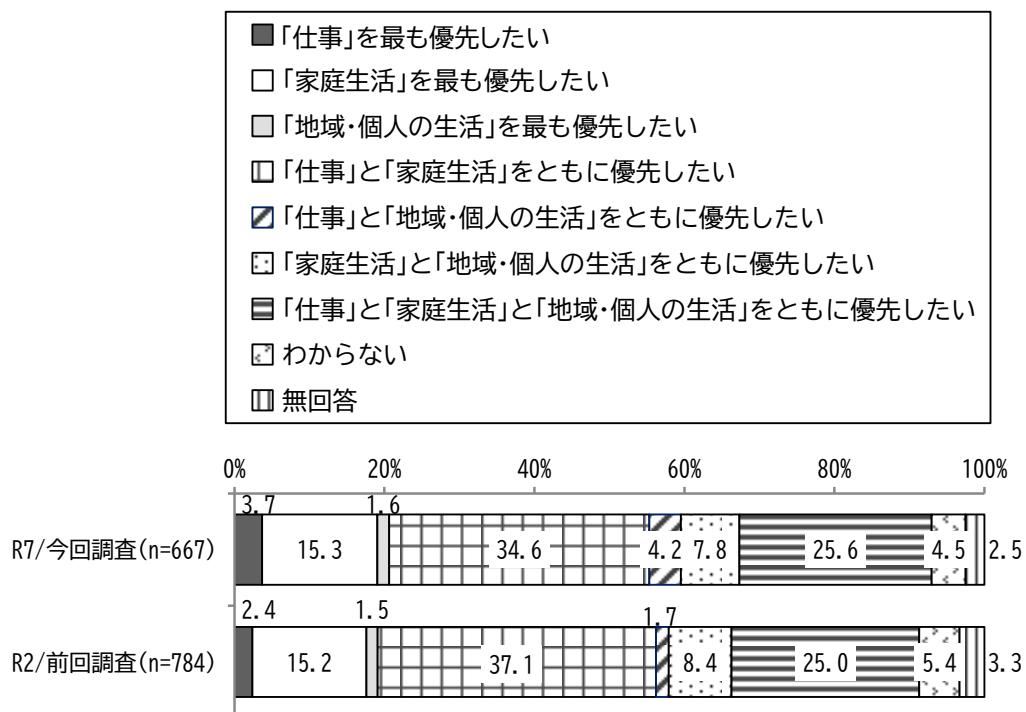
【図17】 ■日常的な家庭の仕事について（子どもの世話、しつけや教育） 《全体・前回比較》（複数回答）



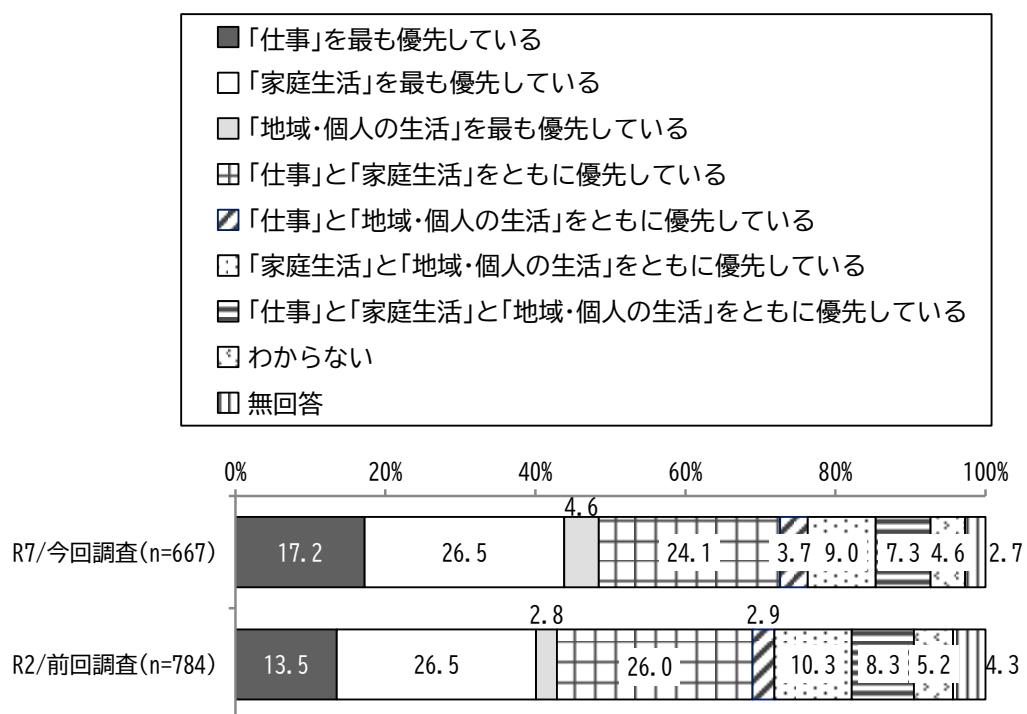
【図18】 ■日常的な家庭の仕事について（親の世話や介護） 《全体・前回比較》（複数回答）



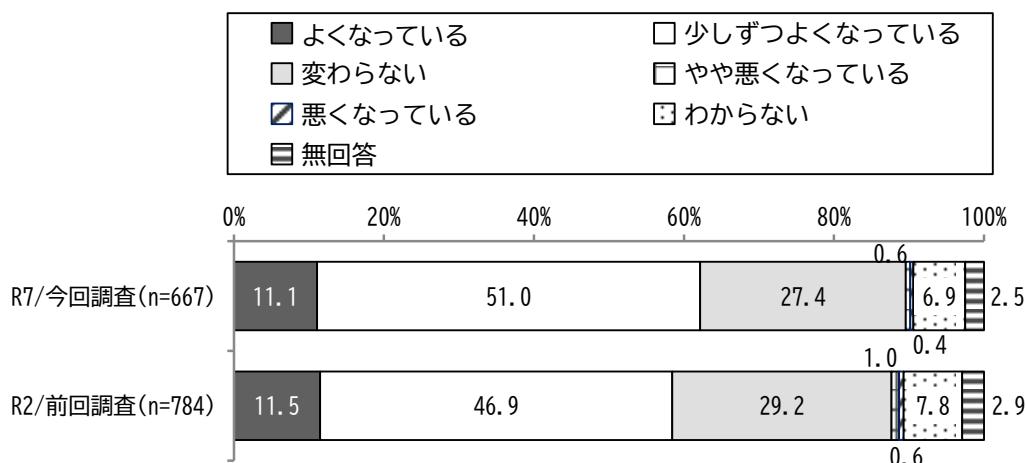
【図19】 ■ワーク・ライフ・バランスについて（理想） 《全体・前回比較》



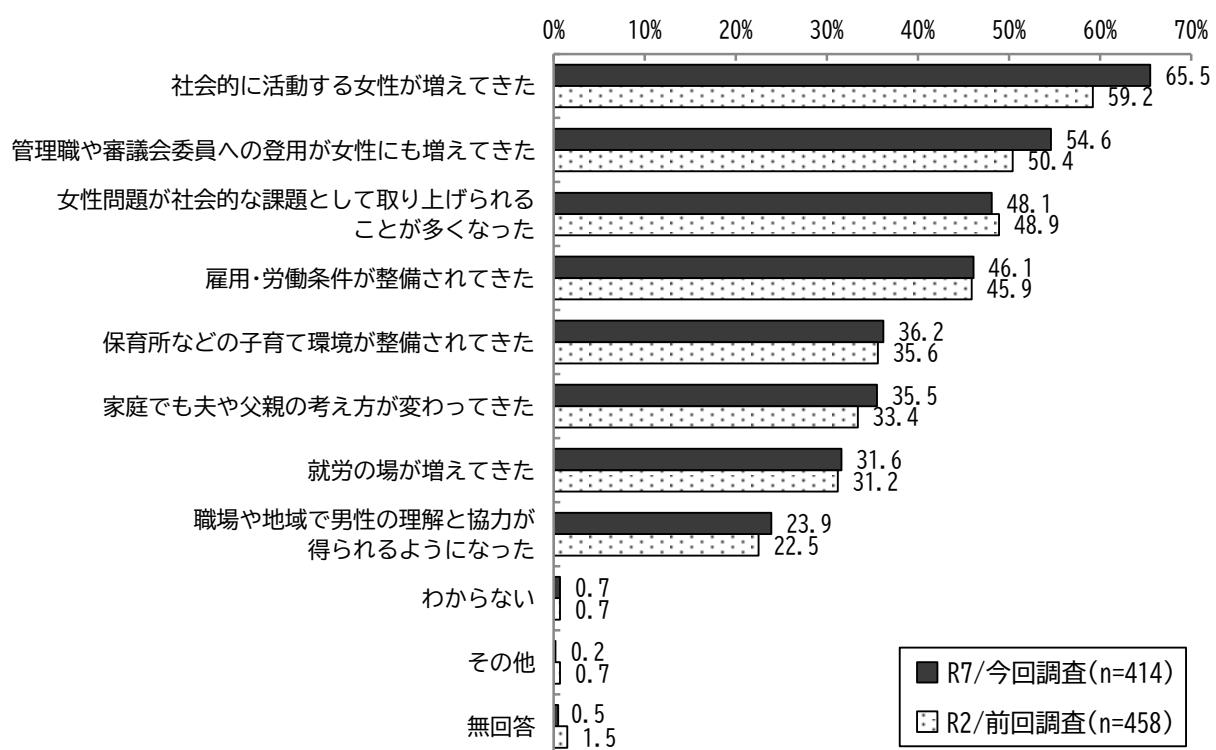
【図20】 ■ワーク・ライフ・バランスについて（現状） 《全体・前回比較》



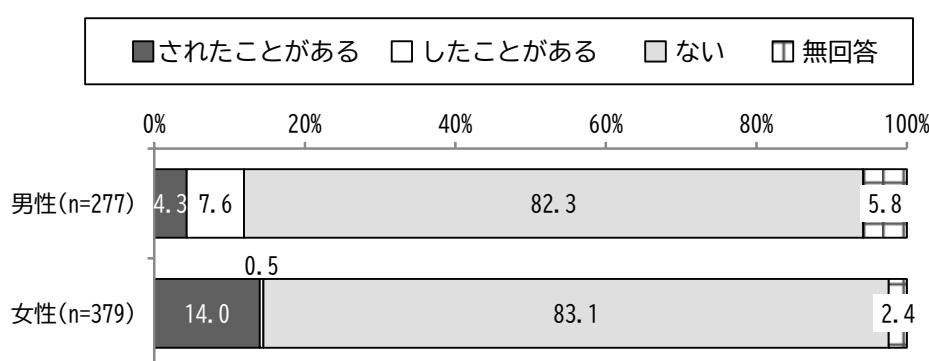
【図21】 ■女性の社会的立場がよくなつたかどうかについて 《全体・前回比較》



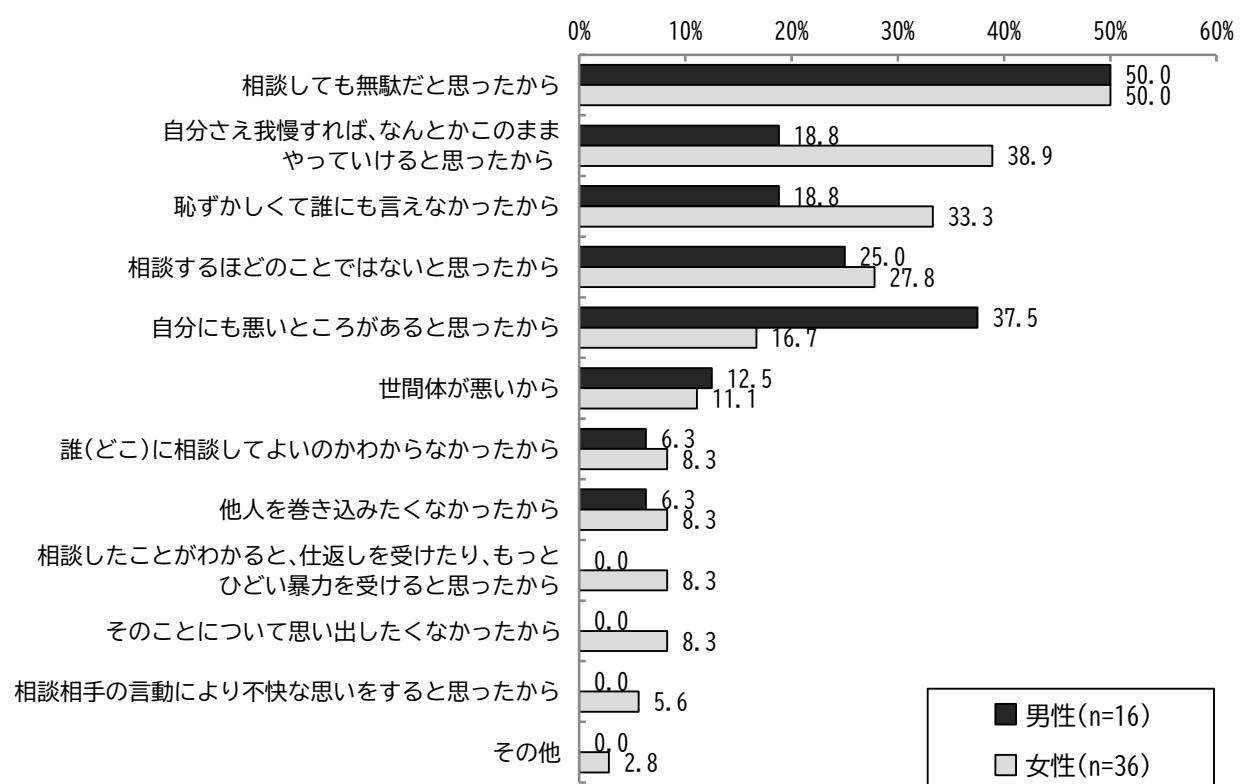
【図22】 ■女性の社会的立場でよくなつたと思う点について 《全体・前回比較》(複数回答)



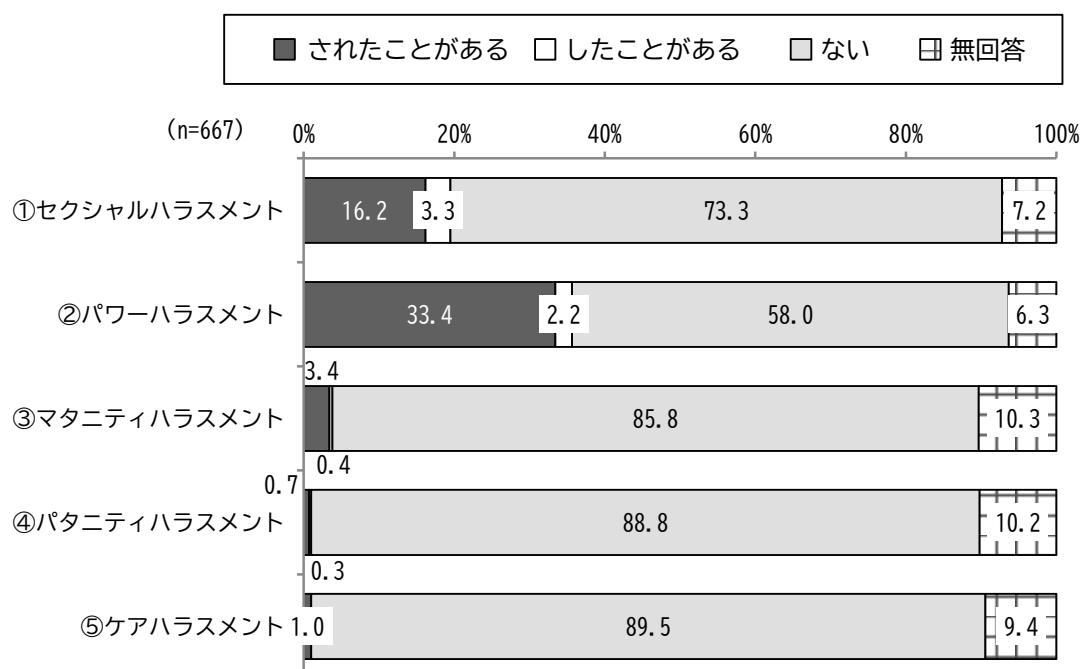
【図23】 ■配偶者やパートナーからの暴力について（身体的暴力） 《性別》



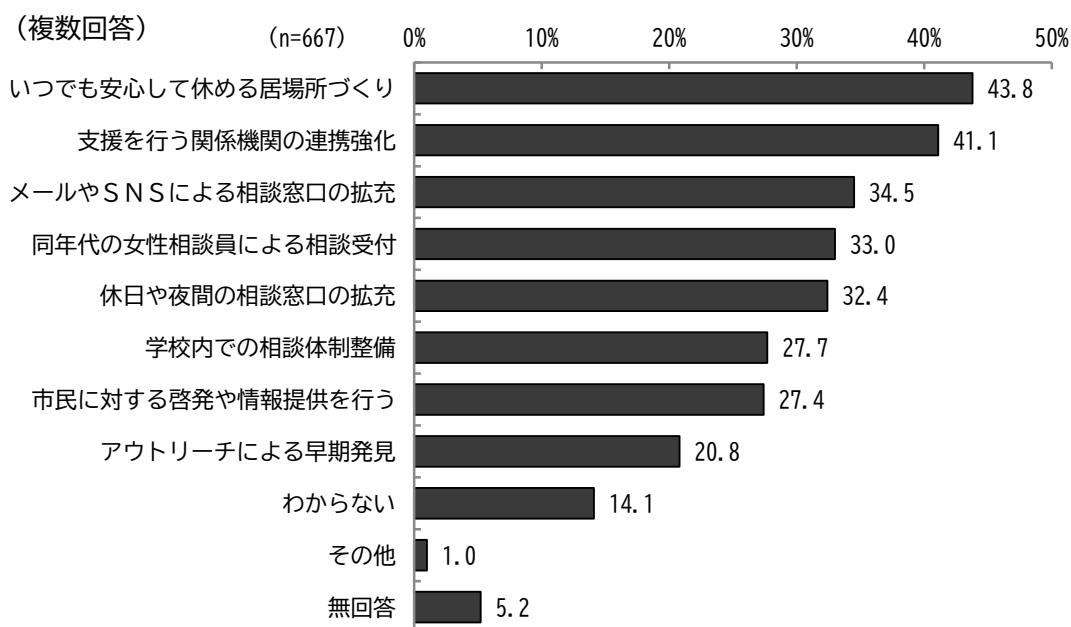
【図24】 ■暴力を誰（どこ）にも相談しなかった理由について 《性別》（複数回答）



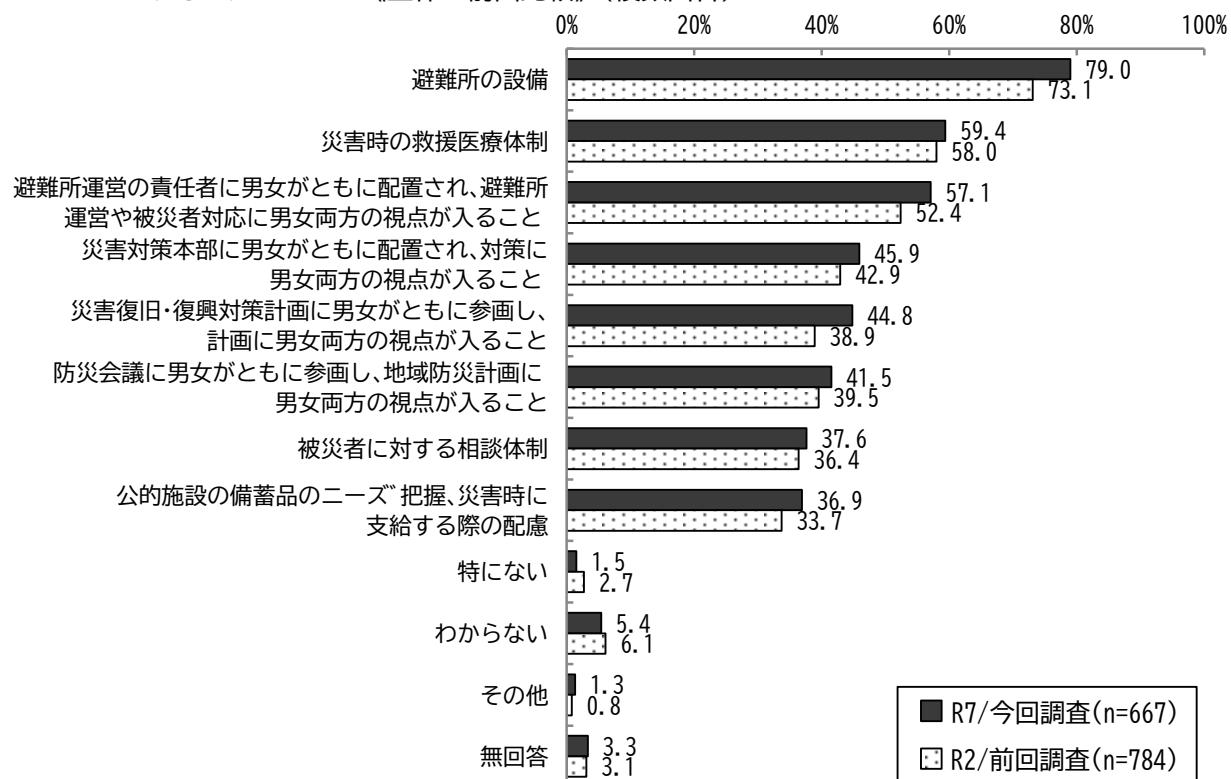
【図25】 ■ハラスメントの経験について 《全体》



【図26】 ■困難な問題を抱える女性の支援に繋がりやすい体制づくりに必要だと思うこと 《全体》

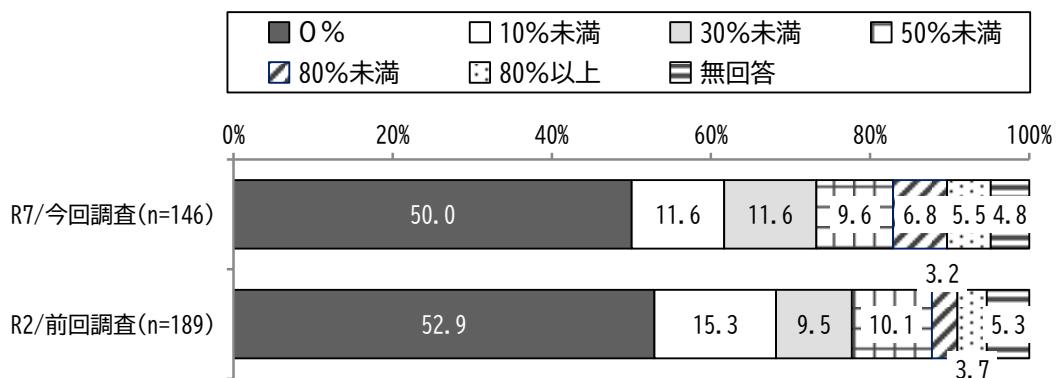


【図27】 ■防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものについて 《全体・前回比較》(複数回答)

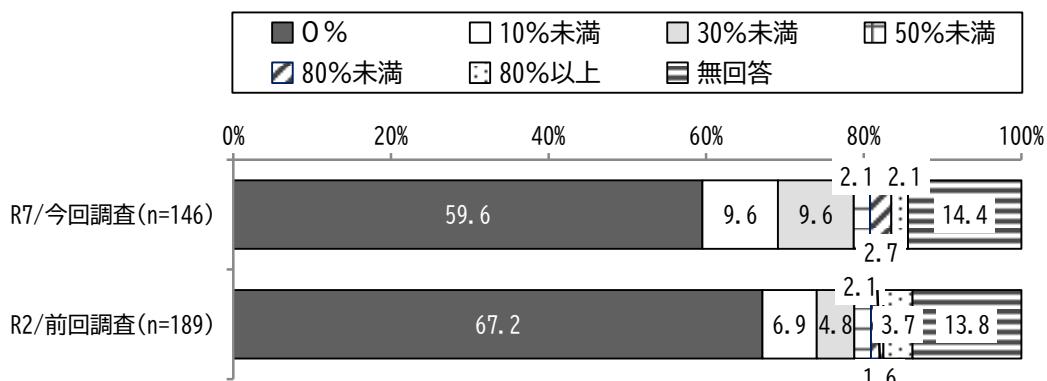


## (2) 事業所アンケート

【図28】 ■管理職における女性従業員の割合について（役員・部長相当職） 《全体・前回比較》



【図29】 ■管理職における女性従業員の割合について（課長相当職） 《全体・前回比較》



【図30】 ■管理職における女性従業員の割合について（係長相当職） 《全体・前回比較》

